

五 泉 市 地 域 防 災 計 画

【震災対策編】

目 次

【震災対策編】

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨 -----	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱 -----	2
第3節	新潟県の特質と過去の地震被害 -----	4
第4節	積雪期における地震と対策 -----	16
第5節	地震被害の想定 -----	20

第2章 災害予防計画

第1節	防災教育・訓練計画 -----	26
第2節	自主防災組織育成計画 -----	26
第3節	防災都市計画 -----	27
第4節	集落孤立対策計画 -----	27
第5節	地盤災害予防計画 -----	28
第6節	建築物等災害予防計画 -----	31
第7節	道路・橋梁等の地震対策 -----	33
第8節	河川施設の地震対策 -----	35
第9節	農地・農業用施設等の地震対策 -----	36
第10節	防災通信施設災害予防計画 -----	38
第11節	電気通信事業者の災害予防計画 -----	38
第12節	都市ガス施設災害予防計画 -----	39
第13節	上水道施設災害予防計画 -----	41
第14節	下水道施設災害予防計画 -----	43
第15節	危険物等施設災害予防計画 -----	45
第16節	地震時の火災予防計画 -----	46
第17節	廃棄物処理体制の整理 -----	46
第18節	救急・救助計画 -----	46
第19節	医療救護計画 -----	46
第20節	避難計画 -----	47
第21節	災害時要配慮者の安全確保計画 -----	49
第22節	食料・生活必需品等の確保計画 -----	50
第23節	文教施設における災害予防計画 -----	51
第24節	文化財の地震災害対策 -----	52
第25節	ボランティア受入れ計画 -----	52
第26節	積雪期の地震災害予防計画 -----	53

第3章 災害応急対策

第1節	五泉市災害対策本部の組織・運営計画及び職員の配備・招集体制-----	55
第2節	応援要請計画 -----	55
第3節	防災通信施設応急対策 -----	56
第4節	被災状況等収集伝達計画 -----	57
第5節	広報計画 -----	60
第6節	避難及び避難所運営計画 -----	66
第7節	自衛隊の災害派遣計画 -----	70
第8節	輸送計画 -----	70
第9節	交通規制計画及び交通施設の応急対策-----	70
第10節	火災対策計画 -----	71
第11節	救急・救助活動計画 -----	71
第12節	医療救護活動計画 -----	71
第13節	防疫及び保健衛生計画 -----	71
第14節	こころのケア対策計画 -----	72
第15節	廃棄物処理計画 -----	72
第16節	トイレ対策計画 -----	72
第17節	入浴対策計画 -----	73
第18節	食料供給計画 -----	73
第19節	生活必需品等供給計画 -----	73
第20節	災害時要配慮者の応急対策 -----	74
第21節	建物の応急危険度判定計画 -----	77
第22節	宅地等の応急危険度判定計画 -----	79
第23節	文教施設における災害応急対策 -----	80
第24節	障害物の処理計画 -----	84
第25節	遺体の捜索・処理・埋葬計画 -----	85
第26節	愛玩動物の保護対策 -----	85
第27節	災害時の放送 -----	85
第28節	公衆通信施設応急対策 -----	85
第29節	電力施設応急対策 -----	86
第30節	都市ガス施設応急対策 -----	86
第31節	給水・上水道施設応急対策 -----	87
第32節	下水道施設応急対策 -----	87
第33節	危険物等施設応急対策 -----	87
第34節	鉄道施設の応急対策 -----	88
第35節	道路及び橋梁応急対策 -----	89
第36節	土砂災害・斜面災害応急対策 -----	89
第37節	河川施設応急対策 -----	90
第38節	農業生産基盤施設の応急対策 -----	90

第39節	農林産業等応急対策 -----	90
第40節	商工業応急対策 -----	91
第41節	応急住宅対策 -----	91
第42節	ボランティア受入れ対策 -----	91
第43節	義援金の受入れ・配分計画 -----	91
第44節	義援物資対策 -----	92
第45節	災害救助法による救助計画 -----	92

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧 -----	93
第2節	民生安定化対策 -----	93
第3節	融資・貸付その他資金等による支援計画-----	93
第4節	災害復興対策 -----	94

五泉市地域防災計画 (震災対策編)

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市内の地域に係る地震災害に関する事項について、新潟県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等、各防災関係機関の協力を得て総合的かつ計画的に定め、地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき五泉市防災会議が策定する「五泉市地域防災計画（震災対策編）」であり、当市地域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、五泉市地域防災計画は「風水害等対策編」、「震災対策編」、「水防計画編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との連携

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、自然条件、社会条件等を踏まえ、当市における防災に関する計画を定めたものである。

また、策定にあたっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。なお、この計画を修正した場合、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

6 共通用語

- (1) 本計画において「災害時要配慮者」とは、災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。
- (2) 第2章から各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。市の関係課が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

7 震災対策編の見方

震災対策編の計画においては、風水害等対策編と同様の対策を講ずるものもあるので、その場合は該当する風水害等対策編の項目を参照することを示し、説明は省略する。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 基本理念

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会的経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る

「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民（自助）、地域（共助）、行政（防災関係機関）（公助）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、自助（住民等に求められる役割）、共助（地域に求められる役割）、公助（行政に求められる役割）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

ア 自助（住民等に求められる役割）の推進

（ア）住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

（イ）住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

（ウ）市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

（エ）市は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 共助（地域に求められる役割）の推進

（ア）住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

（イ）住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

（ウ）企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

（エ）市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 公助（行政に求められる役割）の充実

（ア）市及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備

c 職員の教育・研修・訓練による習熟

d 国の研修機関等及び県及び市の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

f 災害対応業務のプログラム化、標準化

g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるよう、平常時からの仕組みの構築

- h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 市及び防災関係機関は、平時から住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- (ウ) 市及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 市及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 市及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (カ) 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (ク) 市は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。
- エ 支援と連携による補完体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、県、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。
- (2) 災害時要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策
 - ア 各業務の計画及び実施に当たっては、災害時要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。
 - イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。
- (3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (4) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、本章第4節「積雪期における地震と対策」において総括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。
- (5) 計画の実効性の確保

市及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

 - ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
 - イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。
 - ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬をきたさないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を住民運動として推進する。

2 各機関等の責務

(1) 五泉市

本市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 自衛隊

自衛隊は、大規模地震災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、市、県及び防災関係機関に協力し、災害活動を実施するものとする。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民・企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市町村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

3 各機関の事務又は業務の大綱

本市の区域を管轄する指定地方行政機関、新潟県、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが震災時に処理すべき事務又は業務の大綱は、五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第1章第2節3各機関の事務又は業務の大綱によるものとする。

第3節 新潟県の特質と過去の地震被害

(新潟県地域防災計画震災対策編より)

1 新潟県の地質、地形などの特性

(1) 新潟県の地形

県境付近には 1,500 メートルから 3,000 メートル級の山が連なり、これらの山岳に源を発する阿賀野川、信濃川の下流部には、日本海沿岸随一の広大な新潟平野、鯖石川下流部には柏崎平野、関川下流部には高田平野が広がっているが、他はほとんど山地を形成している。

これらの平野のうち、沿岸に近い地域は、海岸平野の特性を反映し、砂地盤に富むので新潟地震にみられたような液状化現象の発生が考えられる。また、砂丘地背後の低湿地は、軟弱地盤であるので地盤沈下現象も災害要因として考えられる。

県境付近の山地は標高が高く、また急峻で谷が深くぜい弱な地質とあいまって、土砂の流出が大きい。また、中越・上越地区は、全国一の地すべり地帯となっており、これらの山地を縫うように溪流が発達している。これらの山地では、地震動に伴う地すべり、土石流等の土砂災害の発生が考えられる。

また、佐渡島は北に金北山を主峰とする大佐渡山脈、南に小佐渡山脈がほぼ並行に走り、中央に国仲平野が広がっている。

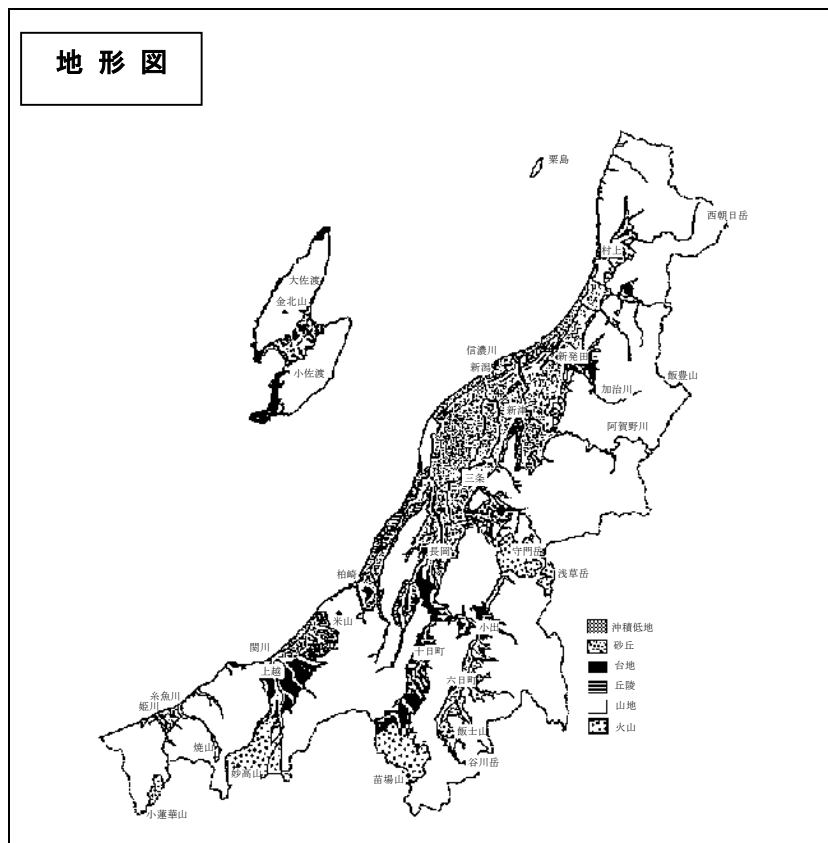
(2) 新潟県の地質

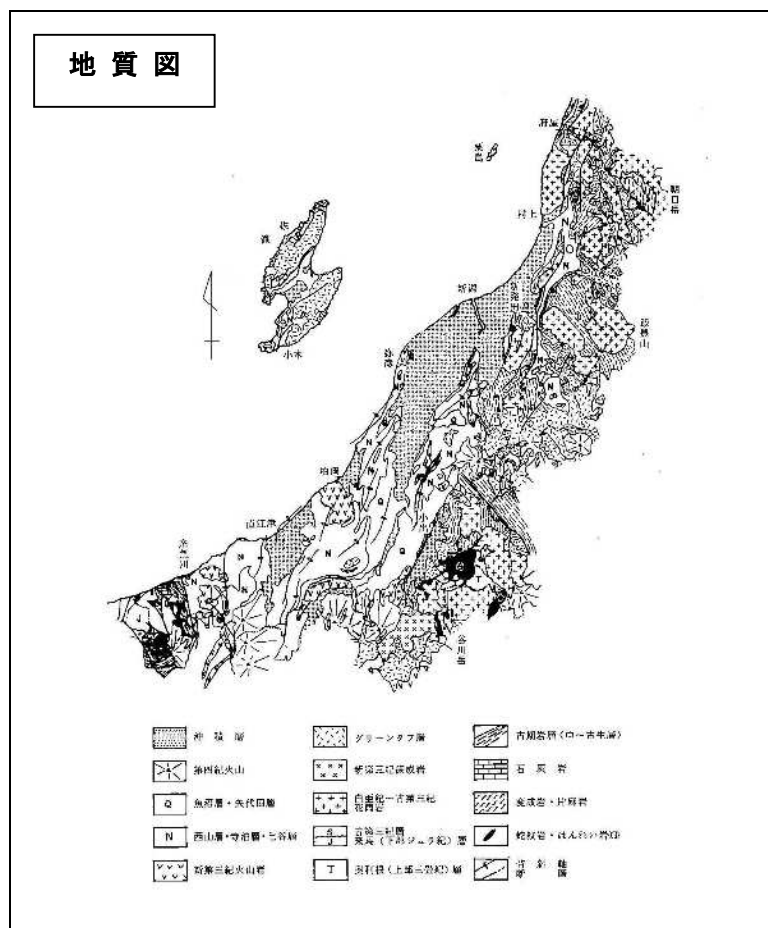
地質の違いによって、県内を大きく東部、中部、西部の3地域に分けることができる。

東部地域は、村上から新発田、小出さらに魚野川に沿って苗場山を結ぶ線で囲まれ、古生層と花崗岩類を中心とした地質からなる。

中部地域は、東部地域の境から、糸魚川＝静岡構造線（フォッサ・マグナ）の間の地域で、新第三紀、第四紀層の津川層から寺泊層、椎谷層、西山層のほか、火山岩類や魚沼層群等からなる。

また、西部地域は、糸魚川＝静岡構造線以西で、中生層、古生層が広く分布し、他に相川層群や第四紀の火山岩類が見られる。



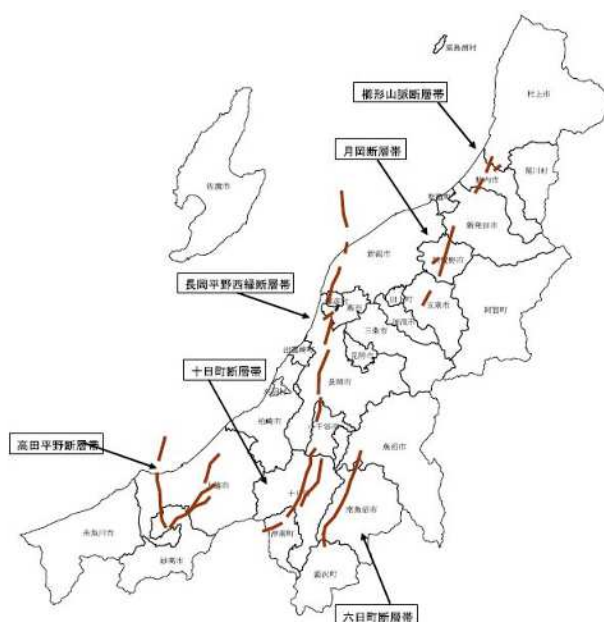


(3) 新潟県の活断層

ア 本県には、橿形山脈断層帯をはじめ数多くの活断層が存在するとされている。

また、国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の 114 活断層帯のうち、県内には、橿形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯が存在している。(位置図参照)

新潟県内の調査対象断層の位置図



イ 本県に係る主要活断層帯の長期評価の概要
(地震調査研究推進本部地震調査委員会による)

断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模 (M)	ランク	地震発生確率 (今後 30 年以内)	最新活動時期
				平均活動間隔
櫛形山脈断層帯	6.8 程度	S*	0.3%～5%	3,200 年～2,600 年前
				2,800 年～4,200 年
月岡断層帯	7.3 程度	A*	ほぼ 0%～1%	約 6,500 年～900 年前
				7,500 年以上
長岡平野西縁断層帯	8.0 程度	S*	3%以下	13 世紀以後
				約 1,200 年～3,700 年
十日町断層帯 (西部)	7.4 程度	S*	3%以上	約 3,100 年前以前
				3,300 年程度
十日町断層帯 (東部)	7.0 程度	A	0.4%～0.7%	不明
				4,000 年～8,000 年程度
高田平野断層帯 (高田平野東縁断層帯)	7.2 程度	S*	ほぼ 0%～8%	約 3500 年前～19 世紀
				2,300 年程度
高田平野断層帯 (高田平野西縁断層帯)	7.3 程度	Z	ほぼ 0%	1751 年の地震
				2,200 年～4,800 年程度
六日町断層帯 (北部) (ケース 1)	7.1 程度	A	0.4%～0.9%	約 4,900 年前～16 世紀
				約 3,200 年～7,600 年
六日町断層帯 (北部) (ケース 2)	7.1 程度	Z	ほぼ 0%	2004 年中越地震
				約 3,200 年～4,000 年以下 もしくはそれ以下
六日町断層帯 (南部)	7.3 程度	Z	ほぼ 0%～0.01%	約 2,900 年前～2,000 年前
				約 6,200 年～7,200 年

※地震発生確率の算定基準日は、令和 7 年 1 月 1 日。

※六日町断層帯 (北部) については、平成 16 年 (2004) 新潟県中越地震を六日町断層帯北部の最新活動としない場合 (ケース 1) とこれを最新活動とする場合 (ケース 2) の 2 つの場合分けをして、評価を行った。

※地震発生確率値は有効数字 1 桁で記述している。ただし、30 年確率が 10%台の場合は 2 桁で記述する。また「ほぼ 0%」とあるのは、10・3%未満の値を表す。

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「S ランク」、0.1～3%を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」、不明 (すぐに地震が起きることが否定できない。) を「X ランク」と表記している。

※最新活動 (地震発生) 時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値が地震後経過率。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。地震後経過率が 0.7 以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

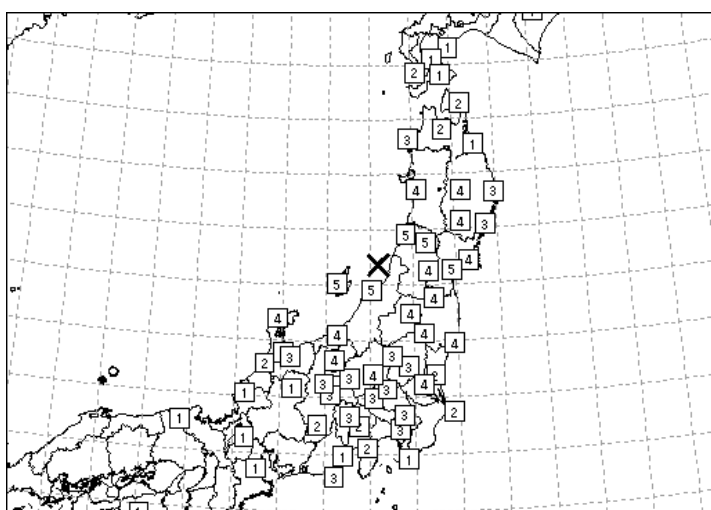
2 新潟地震とその被害

(1) 震源、規模

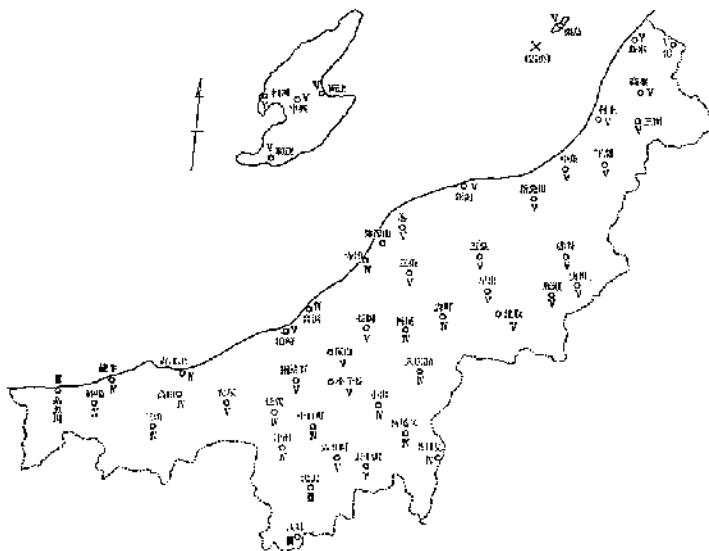
発生年月日	1964年（昭和39年）6月16日13時01分
震源・規模	新潟県北部西方沖（粟島南方） 北緯38度22分、東経139度13分
	深さ約34キロメートル マグニチュード 7.5
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－1のとおりである。 本県では、かなり広い地域が震度5という強震に見舞われた。県内各地における震度分布は、図－2のとおりであるが、震源に近い村上市では一部で震度6に匹敵するところがあったといわれている。

図－1 新潟地震震度分布図

震度	気象官署地名
5（強震）	新潟、酒田、仙台、相川
4（中震）	福島、小名浜、前橋、石巻、山形、 長野、秋田、盛岡、高田、柿岡、白河、 輪島、会津若松
3（弱震）	東京、大船渡、宇都宮、追分、松本、 甲府、横浜、宮古、御前崎、富山、 熊谷、秩父、諏訪
2（軽震）	水戸、青森、金沢、松代、船津、銚子、 江差、三島、飯田
1（微震）	八戸、富崎、豊岡、彦根、津、福井、 高山、函館、森、室蘭、帯広、静岡



図－2 新潟県内震度分布図



(2) 津波の状況

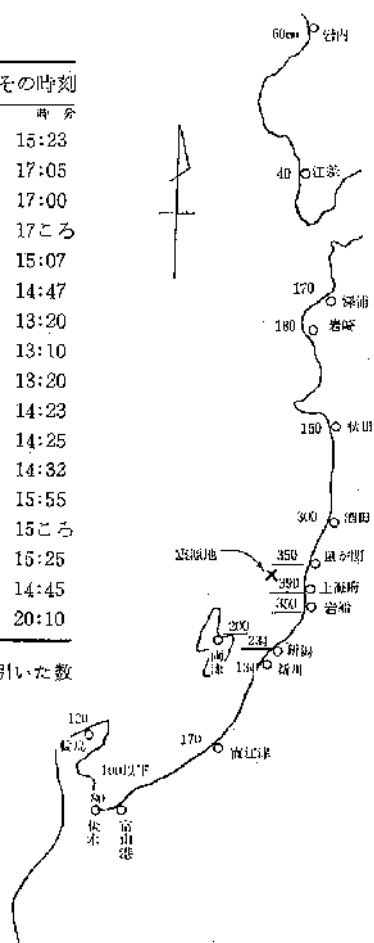
日本海沿岸に押し寄せた津波の最大波高とその時刻は、表－１のとおりである。第１波は比較的小さく、むしろ３回目くらいの津波が大きかったといわれている。新潟市では、この津波が信濃川を遡行し、遠く１４キロメートル上流まで及んだ。

人的被害はなかったものの、この津波のため新潟市、両津市等で浸水被害があったほか、各地で船舶等に被害が生じた。

表－１ 津波の概要

観測地点	最大波高	その時刻
	cm	時 分
北海道岩内	60	15:23
〃 江差	40	17:05
深 浦	170	17:00
岩 崎	180	17:00
秋 田 港	150	15:07
酒 田(湾内)	300	14:47
鼠 が 関	350	13:20
上 海 府	390	13:10
岩 船	350	13:20
佐渡 両津	200	14:23
新 潟 潟	234	14:25
新 川	134	14:32
直 江 津	170	15:55
富 山 港	100	15:00
伏 木 港	80	15:25
輪 島	120	14:45
浜 田	32	20:10

注 図のうち下線を引いた数字は、震跡による最高波を示すものである。(例350)



(3) 被害の状況

県内の被害の特徴は次のとおりであった。

ア 被害の分布

県内各地は、その大半が震度５という激しさであったため、地震被害はほとんど全市町村に及んだ。しかし、特に被害が激しかったのは、震源地に近い山形県境から村上市を含む岩船地方と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方などで、概して沿岸に近い地方に集中した。

震央に近い粟島や山北、村上地方では隆起や陥没が発生し、港湾施設の破損や山腹斜面に多数の崩壊を生じた。

しかし、なんといっても被害が大きかったのは、新潟市を中心とする蒲原地方平野部であり、なかでも河川の下流低地の軟弱地盤上の町に被害が集中した。特に当時人口３０万人余を擁し近代都市を形成していた新潟市では、ライフライン施設の破壊による都市機能の障害や液状化に伴う道路、家屋の損壊など多くの被害が集中した。

イ 地盤の液状化現象

地盤の液状化現象は、噴水、噴砂、噴泥を伴う。新潟地震では、地盤の液状化によるビルの倒壊・転倒、道路・堤防の陥没、沈下等が多数発生した。

地盤の液状化による被害は、ほとんど旧河道跡や新しい埋立地に限られており、前述の建築物被害、土木施設被害のほか、地下埋設物等にも大きな被害が生じた。

ウ 水害の発生

新潟市では、５，０００ヘクタール以上にも及ぶ地域が、地震後の浸水によって泥海と化した。地盤の液状化現象によって噴出した地下水と、陥没やき裂を生じた護岸、堤防を越えて津波が襲ってきたためである。

数年来続いていた地盤沈下によって、海拔ゼロメートル地帯が広がっていたため、浸水は容易に引かず、市内の床上浸水は９，８００戸にも及んだ。

また、両津市でも津波により４００戸近くが浸水した。

エ 火災の発生

新潟地震においては、一般の火災は少なく、新潟市で９件の出火のうち４件はすぐ消され、２件は昭和石油のものであった。他の３件は大火には至らなかった。

地震直後、昭和石油の石油タンクから溢流したタンク火災が発生し（第１火災）、また、午後６時３０分頃津波の浸水による流出油が発火し（第２火災）、隣接住宅地を延焼した。第２火災は６月２０日鎮火したが、第１火災は７月１日まで燃え続けた。

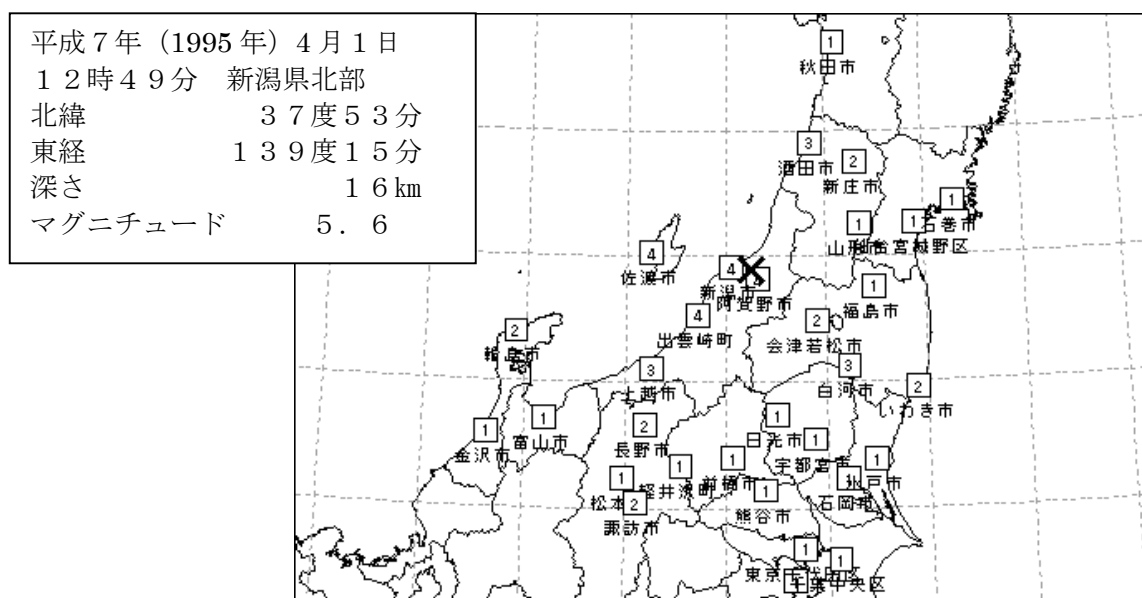
この火災による延焼棟数は２９０棟、延焼面積は６４．４平方キロメートルに及んだ。

3 新潟県北部の地震とその被害

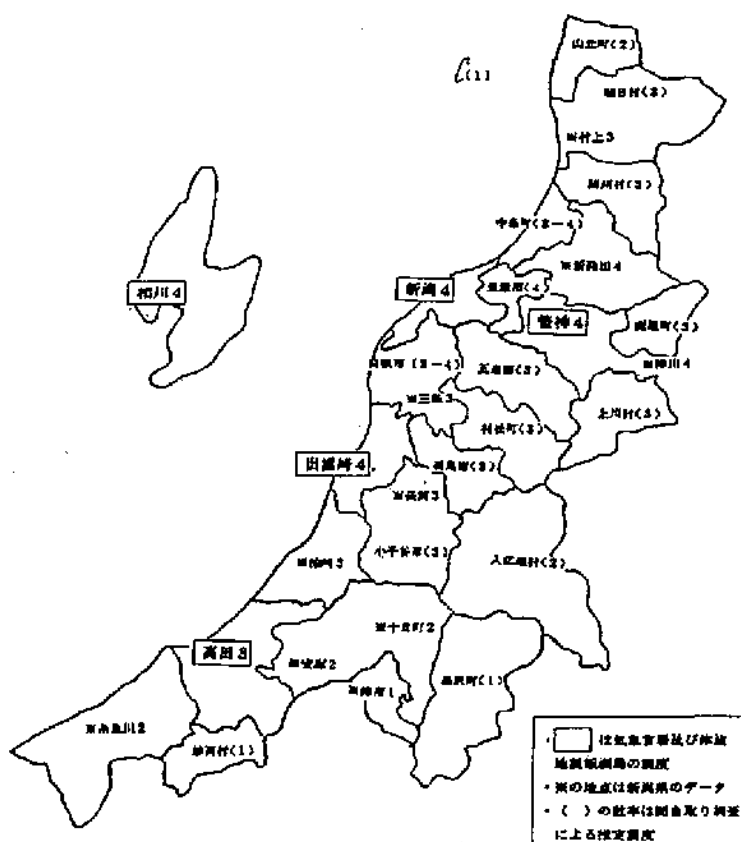
(1) 震源、規模

発生年月日	１９９５年（平成７年）４月１日１２時４９分
震源・規模	新潟県北部（北蒲原郡南部） 北緯３７度５３分、東経１３９度１５分
	深さ約１６キロメートル マグニチュード ５．６
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－３のとおりである。 県北部を中心に震度４を観測した。県内各地における震度分布は、図－４のとおりであるが、震源に近い笹神村の一部では震度６に近い揺れがあったものと推定される。

図－3 新潟県北部の地震震度分布図



図－4 新潟県内震度分布図



(2) 被害の状況

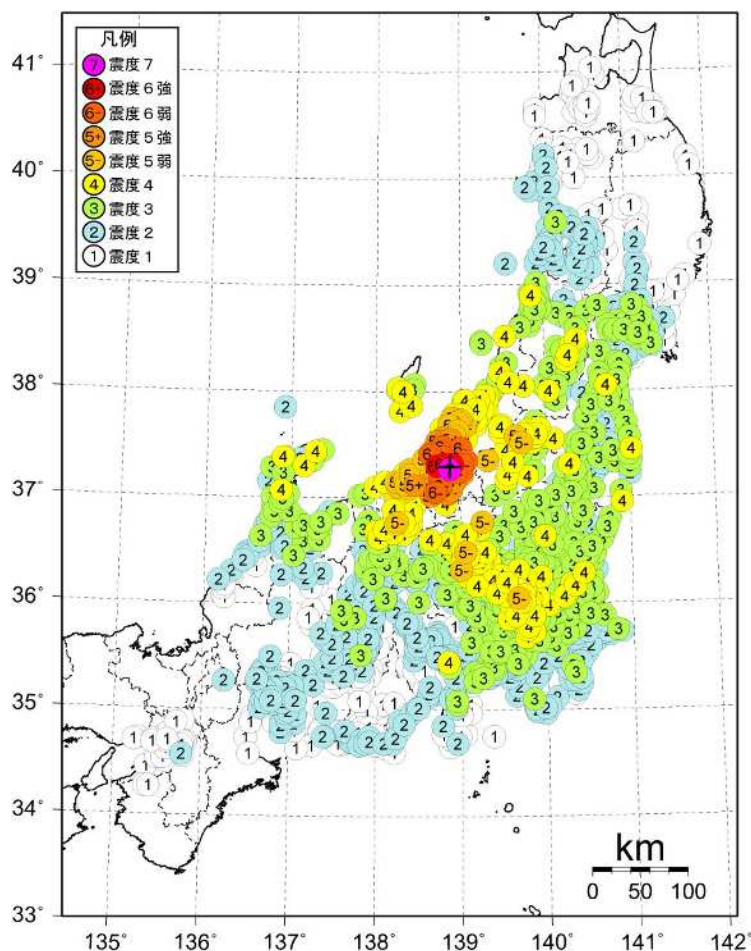
震源に近い豊浦町、笹神村等では、家屋の全壊等の被害が見られた。

家屋の被害は、北蒲原郡の南部の豊浦町から水原町にかけての地域において顕著である。北北東から南南西方向に延びる長さ6～7キロメートル、幅1～2キロメートルの範囲では震度5相当の揺れが、更にこの内の笹神村の一部地域では震度6に近い揺れがあったものと推定される。

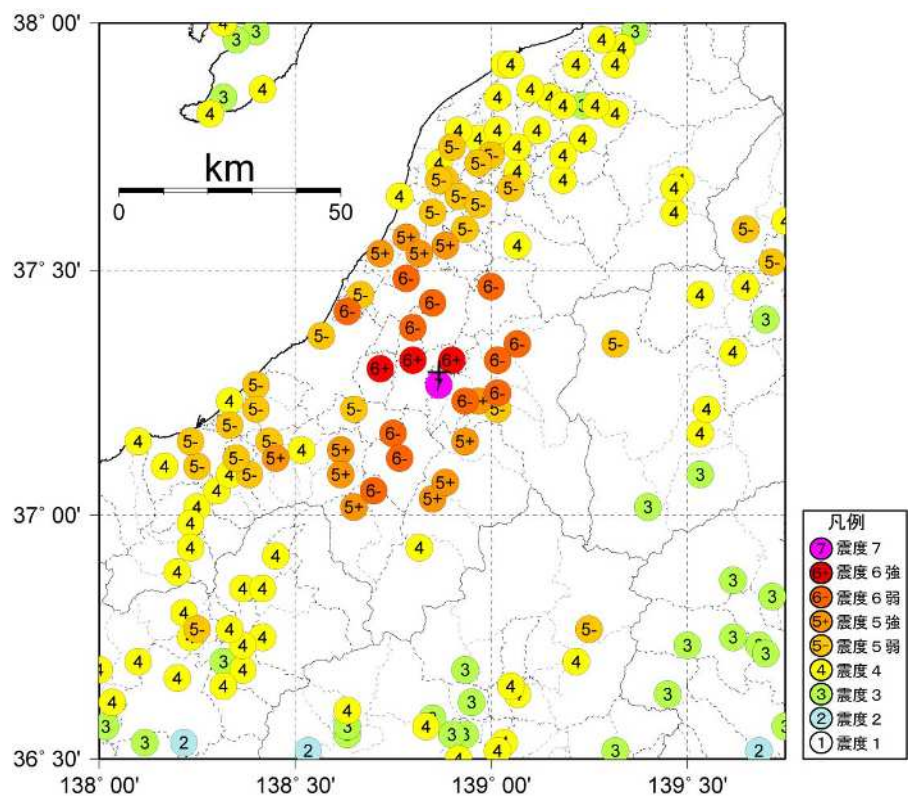
4 中越大震災（気象庁命名は「平成16年（2004年）新潟県中越地震」）とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	2004年（平成16年）10月23日17時56分
震源・規模	新潟県中越地方 北緯37度17.5分、東経138度52.0分
	深さ13キロメートル マグニチュード 6.8
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－5－1、2のとおりである。 県内各地における市町村別の最大震度分布は、図－6のとおりであり、川口町において計測震度計による観測史上初めて震度7を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。 また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。



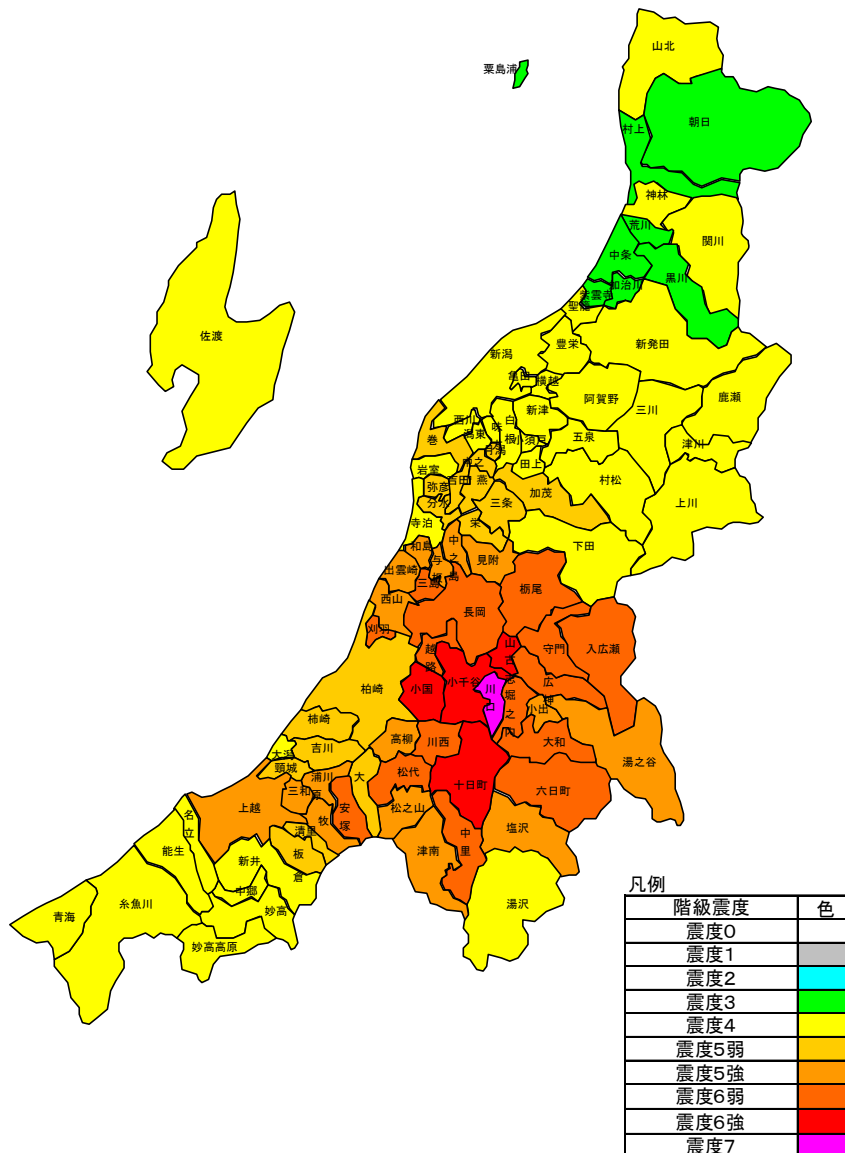
図－5－1 震度分布図（気象庁資料より）



図－５－２ 震度分布図（震央周辺拡大図）（気象庁資料より）

表１ 本震および余震域で発生したマグニチュードが 5.0 以上または最大震度が 5 弱以上の地震の震源要素（2004 年 10 月 23 日～2005 年 8 月 31 日）

	震源時		北緯	東経	マグニチュード	深さ (km)	最大震度
	(年月日)	(時分)					
本震	2004/10/23	17時56分	37度17.5分	138度52.0分	6.8	13	7
	2004/10/23	17時59分	37度18.7分	138度51.3分	5.3	16	5強
	2004/10/23	18時03分	37度21.2分	138度59.0分	6.3	9	5強
	2004/10/23	18時07分	37度20.8分	138度51.9分	5.7	15	5強
	2004/10/23	18時11分	37度15.1分	138度49.7分	6.0	12	6強
最大余震	2004/10/23	18時34分	37度18.3分	138度55.8分	6.5	14	6強
	2004/10/23	18時36分	37度15.3分	138度56.4分	5.1	7	5弱
	2004/10/23	18時41分	37度14.3分	138度56.4分	4.2	9	5弱
	2004/10/23	18時57分	37度12.3分	138度51.8分	5.3	8	5強
	2004/10/23	19時36分	37度13.0分	138度49.4分	5.3	11	5弱
	2004/10/23	19時45分	37度17.7分	138度52.5分	5.7	12	6弱
	2004/10/23	19時48分	37度17.8分	138度50.1分	4.4	14	5弱
	2004/10/23	21時44分	37度16.3分	138度56.5分	5.0	15	4
	2004/10/23	23時34分	37度19.0分	138度54.3分	5.3	20	4
	2004/10/24	14時21分	37度14.7分	138度49.5分	5.0	11	5強
	2004/10/24	23時00分	37度10.6分	138度56.8分	5.1	2	4
	2004/10/25	00時28分	37度12.1分	138度52.2分	5.3	10	5弱
	2004/10/25	06時04分	37度19.8分	138度56.8分	5.8	15	5強
	2004/10/27	10時40分	37度17.5分	139度02.0分	6.1	12	6弱
	2004/10/27	10時42分	37度15.8分	138度58.9分	5.1	12	4
	2004/11/1	04時35分	37度12.7分	138度54.0分	5.0	8	4
	2004/11/4	08時57分	37度25.8分	138度54.9分	5.2	18	5強
	2004/11/6	02時53分	37度21.7分	139度00.1分	5.1	ごく浅い	4
	2004/11/8	11時15分	37度23.7分	139度01.9分	5.9	ごく浅い	5強
	2004/11/8	11時27分	37度23.6分	139度01.3分	5.0	ごく浅い	4
	2004/11/8	11時32分	37度23.4分	139度02.8分	5.1	6	4
	2004/11/9	04時15分	37度21.2分	138度59.9分	5.0	ごく浅い	4
	2004/11/10	03時43分	37度22.1分	139度00.0分	5.3	5	5弱
	2004/12/28	18時30分	37度19.3分	138度58.9分	5.0	8	5弱



図一 6 市町村別最大震度分布

(2) 被害の状況

ア 人的被害

中越大震災における人的被害は、死者 68 人、重傷者 632 人、軽傷者 4,163 人（平成 21 年 10 月 15 日現在）であったが、死者のうち、地震のショックや長期に亘る避難生活に伴うストレス及び疲労などに起因するいわゆる「災害関連死」が 2/3 程度含まれている。また、車中で避難生活を送っていた避難者の中には、エコノミックラス症候群（肺動脈塞栓症）の疑いのある死者も発生した。

イ 住家被害

住家被害は、全壊 3,175 棟、半壊 13,810 棟、一部損壊 104,619 棟（平成 21 年 10 月 15 日現在）となっており、特に震源に近い川口町、山古志村で大きな被害が発生している。

住宅が雪国仕様で堅牢だったため、大きな揺れにもかかわらず揺れそのものによる倒壊家は比較的少なかったと言われている。

ウ インフラの被害

地震発生時、長岡駅付近を走行中の上越新幹線が脱線し、また施設にも大きな被害が出る

などして、全区間運転再開まで約2か月間を要したほか、上越線、只見線等の在来線でも斜面崩壊・トンネル損傷等により長期間不通となった。

また、土砂崩れや地滑り等により高速道路をはじめ各地で道路が寸断され、地震発生直後は、7市町村で61地区の集落が孤立した。

電気等のライフラインも大きな被害を受け、停電が約30万戸、断水が約13万戸、ガスの供給停止が約5万6千戸（いずれもピーク時）発生した。

エ 河道閉塞の多発

中山間地で発生した中越大震災では、地滑りや土砂崩れによる河道閉塞が山古志村や小千谷市などを中心に多発し、多数の家屋が水没した。

オ 間接被害の発生

観光業をはじめとして、地震による直接的な被害を受けなかった地域においても、交通の途絶及び顧客の心理的な影響などにより、売り上げや受注の減少が見られた。

カ 地震後の豪雪による被害の拡大

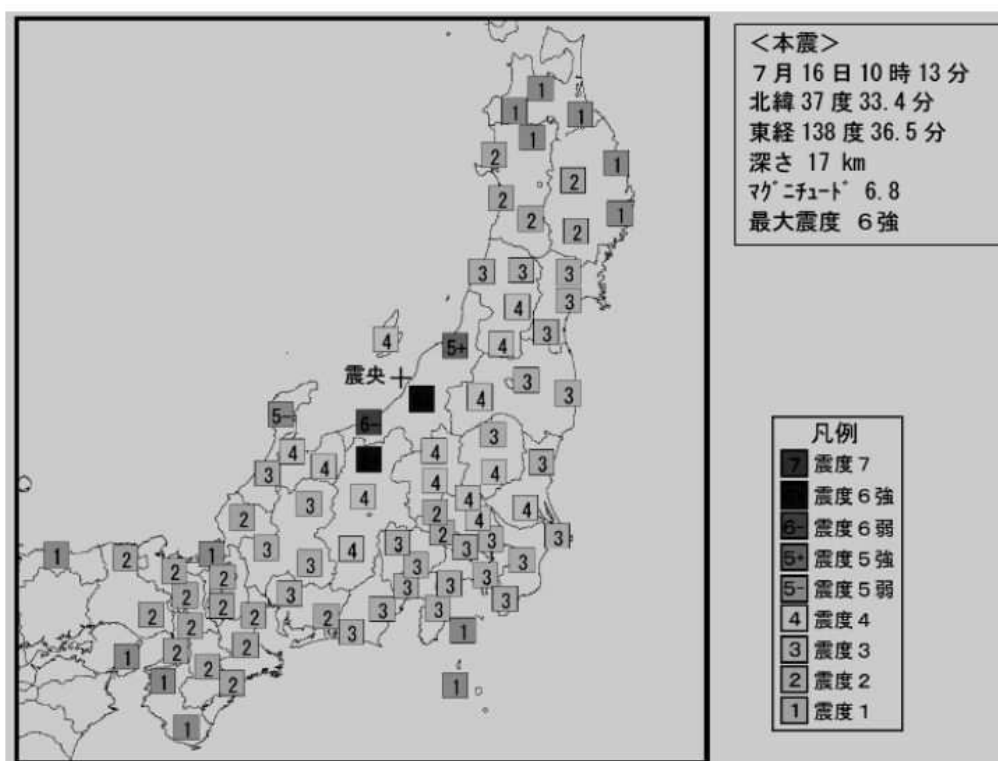
地震発生から約2か月後の新年早々から、19年振りの豪雪が地震の被災地を襲い、避難勧告等により立ち入りの制限された地区では、雪下ろしもできないままに倒壊する家屋が相次いだ。

また、崩落斜面等での雪崩の頻発やシートをかけた屋根からの落雪により死傷者が発生した。

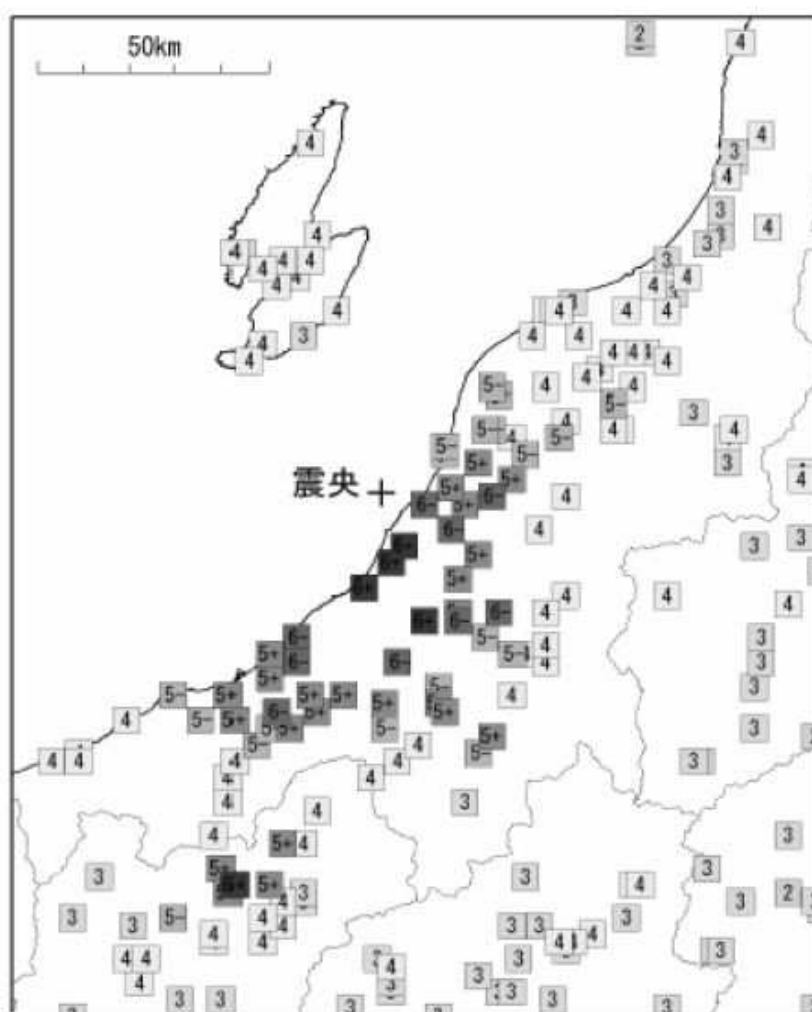
5 平成19年（2007年）新潟県中越沖地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	平成19年（2007年）7月16日10時13分
震源・規模	新潟県上中越沖 北緯37度33.4分、東経138度36.5分
	深さ17キロメートル マグニチュード 6.8
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－7－1，2のとおりである。 柏崎市や刈羽村、長岡市小国町等で震度6強を観測した。



図－7－1 震度分布図（気象庁資料より）



図－7－2 震度分布図（震央周辺拡大図）（気象庁資料より）

(2) 被害の状況

ア 人的被害

中越沖地震の被害は、死者 15 人、重傷者 341 人、軽傷者 1,975 人、合わせて 2,331 人である。(平成 25 年 4 月 1 日現在)。死者のうち、年齢別では 65 歳以上の者が 10 人を占め、また、家屋崩壊や作業中の熱傷等による直接的、物理的原因で死亡した者は 11 人であった。

イ 住家被害

個人財産である住宅被害が多く、前回 1,331 棟、半壊 5,710 棟(うち大規模半壊は 856 棟)、一部損壊 37,277 棟となっており、さらに、非住家被害 31,590 棟を合わせると、建物被害は 75,908 棟となっている(平成 25 年 4 月 1 日現在)。また、被害の中心地は日本海に近いため砂地が多く、砂丘地の液状化や、段丘地での擁壁の転倒などさまざまな宅地被災形態がみられた。

ウ インフラの被害

在来線では、信越本線が青海川駅で発生した大規模土砂崩壊などにより不通となり、県内鉄道の全区間運転再開まで約 2 ヶ月を要した。国道や県道は土砂崩落や路面陥没、沿線の家屋崩壊等により 37 か所で通行止めとなった。

また、ライフラインの被害は、停電約 35,000 戸(8 市村)、ガス供給停止約 34,000 戸(4 市町村)、上下水断水約 59,000 戸(7 市町村)に及んだ。

エ 原子力発電所の被害

世界最大の柏崎刈羽原子力発電所でも、所内変圧器の火災や、微量の本社線物質の放出等のトラブルが発生した。

オ 間接被害の発生

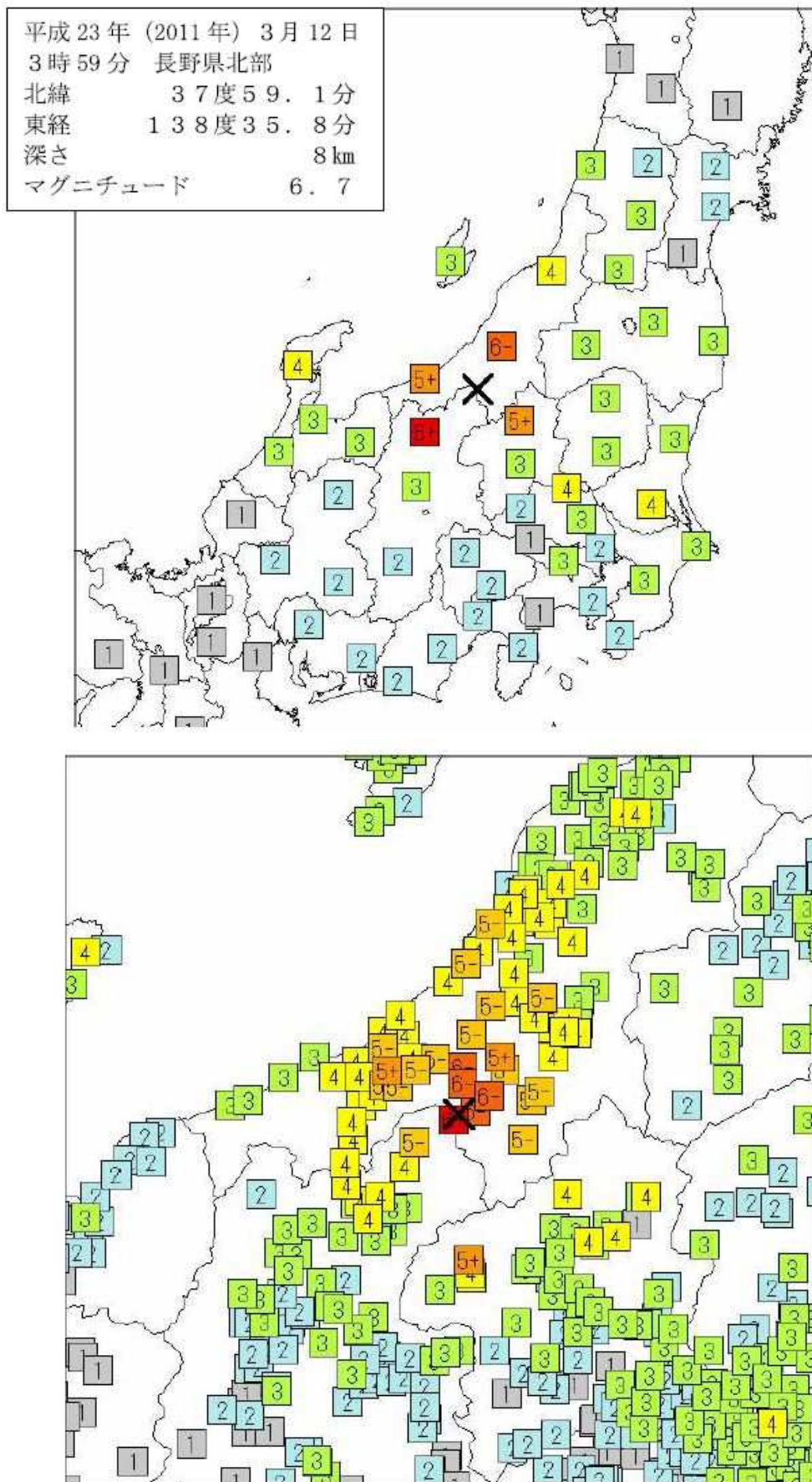
度重なる大規模地震の発生や原子力発電所の被災、新潟の名前を冠した「新潟-神戸ひずみ集中帯」が取り上げられたことなどにより、本件の安全イメージが悪化し、観光客の激減など全県的な風評被害が生じた。

6 長野県北部の地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	平成 23 年(2011 年) 3 月 12 日 3 時 59 分
震源・規模	長野県北部 北緯 37 度 59.1 分、東経 138 度 35.8 分
	深さ 8 キロメートル マグニチュード 6.7
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図-8 のとおりである。 県内では十日町市、津南町で震度 6 弱を観測した。

図一八 長野県北部の地震震度分布図



(2) 被害の状況

ア 人的被害

人的被害は、震源に近い十日町市、津南町を中心に、重傷者 1 名、軽傷者 44 名の被害が確認されている。

イ 住家被害

住家被害も、震源に近い十日町市、津南町を中心に、全壊 39 棟、半壊 258 棟、一部損壊 2,089 棟が確認されている。

ウ インフラの被害

県管理道路が延べ 38 箇所雪崩や落石で全面通行止となり、ライフラインでは、最大、1,313 戸が停電、水道は最大 3,056 戸が断水した。

直下型地震で、特に震源地の長野県栄村に近接の中山間地（津南町上郷地区、十日町市松之山地区、上越市大島区・安塚区など）の被害が顕著であり、積雪期の被害発生であったことから、被害全容の把握が難航した。

7 山形県沖の地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	令和元年（2019年）6月18日22時22分
震源・規模	新潟県北部 北緯38度36.4分、東経139度28.7分
	深さ14キロメートル マグニチュード 6.7
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－9のとおりである。 県内では村上市で震度6強を観測した。



図－9 震度分布図（気象庁資料より）

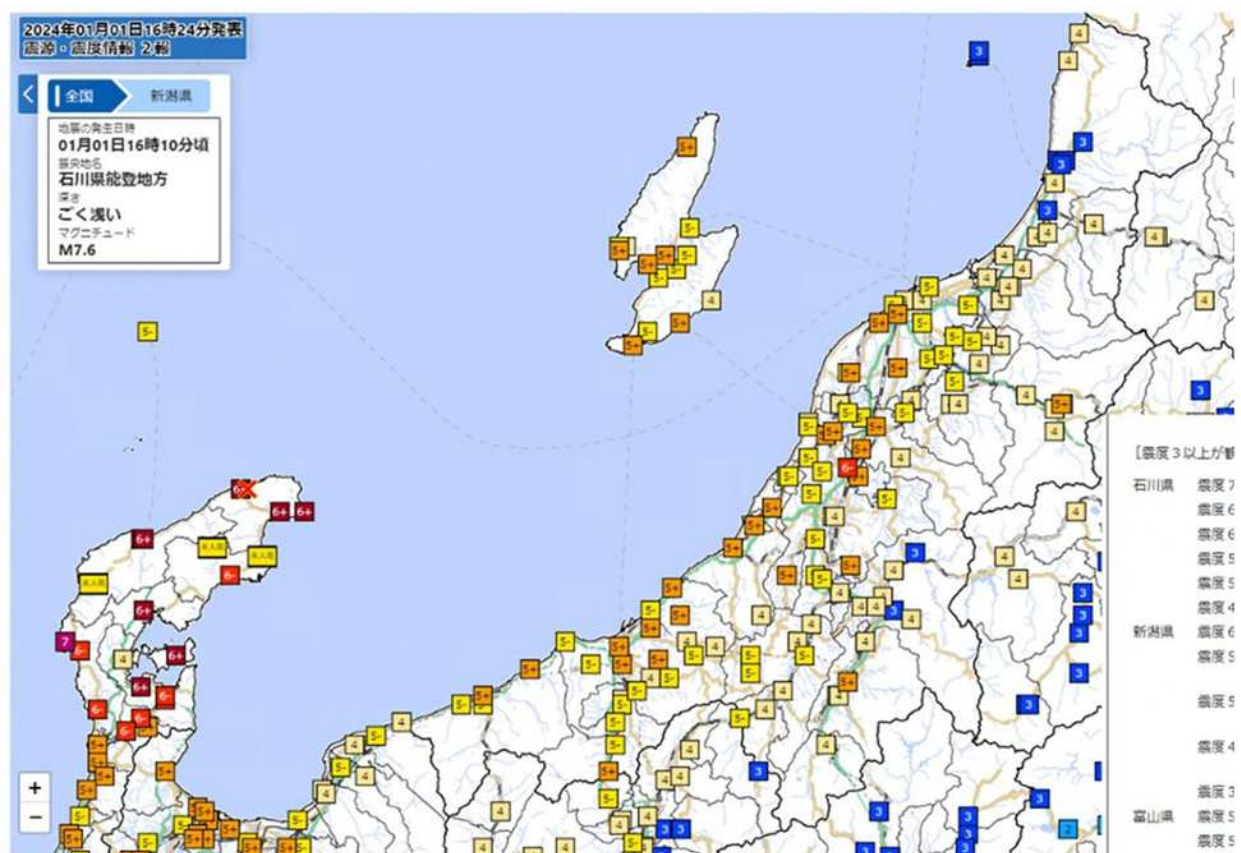
(2) 被害の状況

	人的被害(人)					住家被害(棟)							非住家被害 (半壊以上)(棟)	
	計	死者	行 方 不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
県全体	7	0	0	4	3	663	0	3	21	639	0	0	0	0
市町村別														
新潟市	1				1	0								
長岡市	0					10				10				
柏崎市	1				1	7				7				
見附市	1			1		0								
村上市	3			2	1	644		3	21	620				
燕市	1			1		0								
五泉市	0					2				2				

8 令和6年能登半島地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	令和6年(2024年)1月1日16時10分
震源・規模	石川県能登地方 北緯37度29.7分、東経137度16.2分
	深さ16キロメートル マグニチュード 7.6
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図-10のとおりである。 県内では長岡市で震度6弱を観測した。



新潟県内の震度分布状況 (気象庁)

図-10 震度分布図 (気象庁資料より)

9 県内に被害を与えた地震とその被害

県内に被害を与えた既往地震について、その被害状況、特徴等は次表のとおりである。

(1) 慶応以前（各種記録資料による）

発 生 年 月 日	規模	地 名	災 害 の 状 況
863. 7. 10(貞観 5)	7.0	越中、越後	山崩れ、民家倒壊、湧水有り、圧死者多数
885. 6. 4(仁和 1)		越後	
885. 6. 6(仁和 1)		越後	
887. 7. 29(仁和 3)		越後、京都	
887. 8. 2(仁和 3)	6.5	越後、京都	越後津波、死者あり
938～943 (天慶 1～6)		越後	前後 3 回大地震（発生年月日不明）
972. 11. 10(天禄 3)		越後	
[1092] (寛治 5)		越後	蒲原郡の入海、陸地となる
1093. 12. 7(寛治 7)		越後	
1099. 5. 3(康和 1)		越中、越後、加賀、能登	詳細不明
1133 (長承 2)		越後	
1257 (正嘉 1)		越後	
1293 (永仁 1)		越後	4 月 1 3 日鎌倉関東に地震あり、関連あり？
1361. 7. 30(正平 16)		越後頸城郡	
1400 (明応 7)		越後	寺泊の沖合大陥没
1467 (文正 1)		越後	
1502. 1. 28(文亀 1)	6.9	越後、会津	越後にては家屋の倒壊並びに死者あり
1517. 7. 18(永正 14)	6.4	越後、会津	越後には倒壊家屋あり
1585. 12. 20(天正 13)		越後	越中の兵士 6 0 0 人海中に姿を消す
1594 (文禄 3)		越後	
1614. 11. 26(慶長 19)	7.7	越後、相模、紀伊、山城、伊予	津波あり死者多し（発生年慶長 1 8 年？）
1633. 6. 11(寛永 10)		越後	
1666. 2. 1(寛文 5)	6.4	越後高田	城破損、潰家多し、出火あり、死者 1,500 人
1669. 6. 3(寛文 9)		越後国新発田	
1670. 6. 22(寛文 10)		佐渡	
1676. 1. 16(延宝 3)		佐渡	
1706. 12. 8(宝永 3)		佐渡	
1710. 8. 28(宝永 7)		佐渡、日光	
1714 (正徳 4)		北越	
1719. 5. 7(享保 3)		越後	保倉団平山鳴動、山崩れ
1751. 5. 20(宝暦 1)	6.6	越後、越中	高田城破損、震災地を通じて死者 2,000 人 高田領の全壊及び焼失家屋 6,088、死者 1,128 人
1759. 6. 23(宝暦 9)			
1762. 3. 29(宝暦 12)	5.9	越後三条	
1762. 10. 31(宝暦 12)	6.6	佐渡	土蔵壁亀裂、新潟強震、日光、有感 津波あり、2 6 戸流出、新潟地割れを生ず 日光有感
1765. 9. 22(明和 2)		佐渡	
1768. 10. 15(明和 5)		佐渡	
1770. 9. 19(明和 7)		佐渡	
1771. 11. 24(明和 10)		佐渡	
1773. 9. 26(安永 2)		佐渡	

発 生 年 月 日	規模	地 名	災 害 の 状 況
1778. 4. 1(安永 7)	6.9	佐渡	佐渡3郡全体で潰家1,150、焼失328、死者19人 倒壊家屋9,800、焼失1,200、死者1,400人 江戸は稍強
1779. 3. 4(安永 8)		佐渡	
1779. 12. 17(安永 8)		佐渡	
1780. 8. 24(安永 9)		佐渡	
1781. 3. 4(天明 1)		津軽、佐渡	
1786. 8. 8(天明 6)		佐渡	
1789. 4. 10(寛政 1)		佐渡	
1802. 12. 9(享和 2)		佐渡	
1809. 2. 4(文化 7)		佐渡、江戸	
1828. 12. 18(文政 11)		越後三条、長岡、亘、見附、与板、江戸	
1833. 12. 7(天保 4)	7.4	北海道函館、福山、出羽、	津波を伴う、潰家103、死者42人
1847. 5. 8(弘化 4)	7.4	佐渡 信濃、越後	
			震災地を通じて潰家34,000、死者12,000人 長野市各所より出火、山崩れ水害甚だし

(2) 明治以降（新潟地方気象台資料による）

発 生 年 月 日	規模	地名	災害の状況
1886. 7. 23 (明治 19)	5.3	新潟、長野県境	東頸城郡仁上村、牛が鼻村などで土蔵破損、橋梁破壊などの被害あり
1887. 7. 22 (明治 20)	5.7	押切（長岡市）	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋の全半壊などあり、見附、長岡、与板の中間付近ではないかと推察される
1898. 5. 26 (明治 31)	6.1	六日町	六日町で土蔵・家屋の亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂等あり

発 生 年 月 日	規模	地 名	災 害 の 状 況
1904. 5. 8 (明治37)	6. 1	六日町	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵・家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり
1905. 1. 23 (明治38)	5. 6	佐渡西方沖	震域は能登、長野に及ぶ
1905. 7. 23 (明治38)	5. 2	安塚町	壁に亀裂
1910. 5. 26 (明治43)	6. 3	新潟・長野県境	東頸城郡大島村菖蒲及び菱里村須川が最も強く、石垣の破損、地面の亀裂あり
1911. 9. 5 (明治44)	6. 6	佐渡沖	強震域は佐渡南部、越後海岸
1914. 11. 15 (大正 3)	5. 7	高田付近	壁に亀裂、屋根石落下
1927. 10. 27 (昭和 2)	5. 2	三島郡	三島郡関原、日吉、宮本各村で道路損壊、家屋倒壊等の被害あり（関原地震）
1933. 10. 4 (昭和 8)	6. 1	県中部	北魚沼川口、堀之内、田麦山各村、屋根石落下、壁に亀裂
1947. 4. 14 (昭和22)	5. 7	西頸城郡能生谷	能生谷村で1か月後、山崩れ起こる
1951. 8. 2 (昭和26)	5. 0	保倉川上流	震源地付近で炭焼小屋の倒壊、墓石の転倒など小被害あり
1961. 2. 2 (昭和36)	5. 2	長岡市西部	死者5、住家全壊220、半壊465、小壊804（長岡地震）
1964. 6. 16 (昭和39)	7. 5	粟島付近	死者14、負傷者316、住家全半壊13,248 新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった(新潟地震)
1971. 2. 26 (昭和46)	5. 5	高田付近	負傷13、雪崩数か所、小規模な地割れ、山崩れ
1983. 10. 16 (昭和58)	5. 3	糸魚川付近	糸魚川市で負傷2
1990. 12. 7 (平成 2)	5. 4	刈羽郡高柳町付近	道路の陥没、家屋の壁面亀裂
1992. 12. 27 (平成 4)	4. 5	中魚沼郡津南町付近	小・中学校の体育館天井落下、家屋の壁面や道路の亀裂
1993. 2. 7 (平成 5)	6. 6	能登半島沖	負傷1、落石、崩土
1995. 4. 1 (平成 7)	5. 6	北蒲原南部	負傷82、家屋全壊55、半壊181 (県指定文化財市島家住宅「湖月閣」倒壊)
1998. 2. 21 (平成10)	5. 2	中越地方（松代、松之山等）	負傷1、ブロック塀の破損1、家屋の一部破損5
2001. 1. 4 (平成13)	5. 3	中越地方（津南、中里、塩沢等）	負傷2、家屋一部破損192、文教施設27
2004. 10. 23 (平成16)	6. 8	中越地方（川口、山古志等）	死者51、負傷者4,795、住家全壊3,185、住家半壊13,725、道路網寸断、河道閉塞、各地で土砂災害多発、上越新幹線脱線（新潟県中越大震災）
2005. 6. 20 (平成17)	5. 0	中越地方（長岡、柏崎等）	負傷者1、住家一部損壊5
2005. 8. 21 (平成17)	5. 0	中越地方（長岡等）	負傷者2

発生年月日	規模	地名	災害の状況
2007. 3. 25 (平成 19)	6. 9	能登半島沖	十日町、糸魚川市で重傷者 1、軽傷者 3、住家一部破損 3 (平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震)
2007. 7. 16 (平成 19)	6. 8	新潟県 上中越沖	死者 15、重傷者 350、軽傷者 1,966、住家全壊 1,331、半壊 5,710、一部破損 37,277 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
2009. 5. 12 (平成 21)	4. 8	新潟県 上越地方	体育館や宿泊施設の設備、一部破損
2011. 3. 11 (平成 23)	9. 0	三陸沖	軽傷者 3、住家一部破損 17 (平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震)
2011. 3. 12 (平成 23)	6. 7	長野県北部	重傷者 1、軽傷者 44、住家全壊 39、半壊 258、一部破損 2,089
2019. 6. 18 (令和元)	6. 7	山形県沖	重傷者 4、軽傷者 3、住宅半壊 24、一部損壊 639
2024. 1. 1 (令和 6 年)	7. 6	能登地方	死者 6 名、重傷者 11 名、軽症者 43 名、住家全壊 111、半壊 4,163、一部損壊 21,264 棟 (令和 8 年 1 月 30 日現在)

第 4 節 積雪期における地震と対策

1 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

2 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

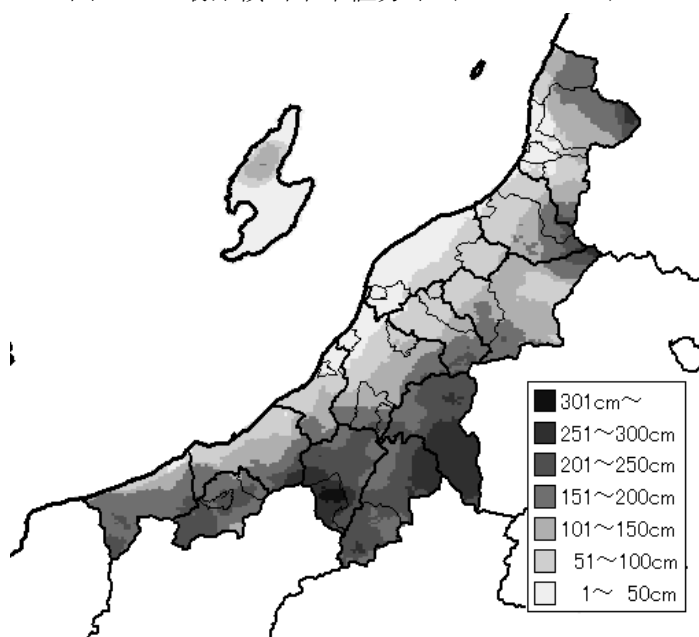
この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当県の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

図－1 は新潟県の最深積雪の平年値を示したものである。上中越の山沿いでは 2 メートルを超えており、3 メートルを超えているところも一部にある。

過去には、1984 年 (昭和 59 年) に、上・中越の山沿いで積雪が 5 メートルを超える記録的な大雪となった。また、積雪の最大継続期間も平野部で 130 日前後、山沿いで 160～180 日程度となった。

図－1 最深積雪平年値分布 (1971～2000)



3 過去の積雪期の地震災害

当県の既往地震中、積雪期に発生し、大きな被害を与えたものには次の二つがある。

(1) 1666年（寛文5年）の地震

- ア 発生年月日
1666年2月1日（寛文5年12月27日）
- イ 震 源
北緯37.1度 東経138.2度
- ウ 規 模
マグニチュード6.8
- エ 発生時の積雪
14～15尺（4.5メートル前後）
- オ 被害状況
(建物被害)
高田城の本丸、二の丸、三の丸が被害を受ける。
侍屋敷が700余戸倒壊
町家の大半が倒壊
(人的被害)
侍関係の死者 150人以上
町人の死者 1,500人（不明）
- カ 特徴的な人的被害
火災に迫われ、周りの雪壁に逃げ場を失う。
氷柱（つらら）に刺される。
屋根からの落雪の下敷きになる。
- キ そ の 他
家を失った領民たちは雪の上に小屋を作り、寒さに耐えながら生活したといわれる。
寛文5年の地震に関しては以上の事程度しか分からず、詳細な記述は残されていない。したがって豪雪時であったために壊滅的な被害を受けたということが把握できる程度である。しかしながら、この地震は積雪期の地震としては、最大規模の被害をもたらしたものであった。

(2) 長岡地震

- ア 発生年月日
1961（昭和36）年2月2日
- イ 震 源
北緯37.5度 東経138.8度
- ウ 規 模
マグニチュード5.2
- エ 発生時の積雪
170cm～200cm
- オ 被害状況
(建物被害)
住家全壊220戸 半壊465戸 一部破損804戸
(人的被害)
死者5人 負傷者30人
(電力被害)
電柱折損1 電柱傾斜6 電線切断454
- カ 被害の特徴
地震の規模はそれほど大きくはなかったが、直下型の地震であったため、局地的に非常に大きな被害が発生し、震央付近の4集落では全壊率が50%を超えた。

キ 積雪が地震に与えた影響

被災地付近の積雪は1.7m～2m位であったが、ほとんどの家が3～4回程度の雪下ろしを行っており、屋根に残っていた雪は多くても30～40cm位であった。従って積雪は住家の被害を大きくした直接の原因とはなっていないと考えられる。

一方、構造的に弱く屋根雪の積雪も住家より多かったと思われる作業所、物置等の非住家では建物被害が大きかったといわれている。これらは、雪によって破壊が促進されたためと考えられている。

また、雪中に埋もれていた石灯籠、こまいぬ、墓石等の転倒はなく、これらは周囲の積雪による保護の結果と考えられる。住家でも1階部分が積雪によって支えられていたため、完全倒壊を免れた例もあった。しかし、これらの家屋は融雪に従って、倒壊が進むこととなった。

以上に記述したように長岡地震はどちらかというと豪雪時に発生したものではなく、従って雪による影響は比較的少なかったと考えられる。

(3) 長野県北部を震源とする地震とその被害

ア 発生年月日

2011（平成23年）3月12日03時59分

イ 震 源

北緯36度59.1分、東経138度35.8分、深さ8キロメートル

ウ 規 模

マグニチュード6.7

エ 発生時の積雪

170cm～200cm

オ 被害状況

（建物被害）

住家全壊39戸 半壊257戸 一部破損2,068戸

（人的被害）

重軽傷者45人

カ 被害の特徴

十日町市や津南町で住家の一部損壊が多く発生した。

4 積雪の地震被害に対する影響

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

(1) 被害拡大要因

ア 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。近年の降雪量の減少と家屋構造の変化により、長岡地震の時のように、1階部分が周囲の積雪により支持されて倒壊を免れるような状況にある家屋は、余程の豪雪時でなければかなり少ないと思われる。

一方、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

イ 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い一方、ペンションなどでは近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

ウ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

エ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

(2) 応急対策阻害要因

ア 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

イ 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されたため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

ウ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

エ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

オ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

(3) 応急対策需要増加要因

ア 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、雪崩の危険等のため避難の指示・勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

(4) 地震後の降雪による影響

ア 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。中越大震災後直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

イ 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家93棟、非住家98棟にのぼった。

ウ 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。

エ 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

5 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を記述するものとする。

(1) 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する

(耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底)

(2) 孤立可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る

(通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化)

(3) 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する

(全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策)

(4) 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める

(スノーシェッド等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など)

(5) スキー場の安全確保対策を推進する

(施設の地震対策、非常電源の確保、スキー客の避難・誘導、遭難者の救出、宿泊施設等への一時的収容、関係機関の連絡体制整備)

第5節 地震被害の想定

震災対策計画策定の上で前提となる地震の想定については、従来、その規模、震源及びそれにより引き起こされる被害の様相等を具体的に想定することが困難なため、過去に県内で発生した地震をもとに、日本海沿岸で発生する地震と内陸で発生する地震の2つのタイプの地震を想定し、被害の状況は過去の被災例からおおまかに類推していた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、本県に大きな影響を与えると予想される地震について最近の科学的知見をもとに検討し、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたため、県は、平成7年度から平成9年度にかけて、1回目の「新潟県地震被害想定調査」（以下、「前回調査」とする）を実施した。

その後、平成16年10月の新潟県中越地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、東日本大震災をはじめ、県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から20年以上が経過していることから、想定技術の進歩や社会情勢の変化、また津波浸水想定調査結果など、新たな知見の蓄積が進んでいる。このため、県内の地震被害想定を見直し、地震被害対策の強化を図ることを目的に、令和元年度から令和3年度にかけて、2回目の「地震被害想定調査」（以下、「今回調査」とする）を実施した。本調査は、本県における今後の地震防災対策の基礎資料とし、かつ県内各市町村においても有用な資料とすることを目的としている。

本計画の「災害予防」及び「災害応急対策」の立案に当たっては、今回調査の結果を十分に意識し、機会あるごとに内容を再検討するものとする。また、県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する個々の計画の見直し等に際しては、今回調査の結果を参考とし、特に、地震の際の被害発生・拡大要素の逡減に努めるものとする。

県は、今回調査の結果及び基礎データを県内の市町村及び防災関係機関に提供し、地震防災対策の推進に資するものとする。また、県立図書館等において資料を公開することにより、広く県民に情報を提供するものとする。

市町村は、今回調査の結果及び基礎データを、地元における地震被害想定参考とし、必要に応じて自らも被害想定調査を実施する等、地震防災対策の推進に努めるものとする。

詳細な調査結果は、令和4年2月に県が作成し市町村及び県内防災関係機関等に配付した「新潟県地震被害想定調査報告書」のとおりであるが、その概要を以下に示す。

今後、県や市町村が被害想定を行う際は、こうした新たな知見を活用するとともに、被害軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定め、関係機関、住民等と一体となって効果的な地震対策の推進に努めるものとする。

なお、本調査は、個々の施設や建物の被害を想定するものではなく、例えば施設管理者等が個々の施設について詳細な耐震診断を実施し、その結果に基づいて対策を講じる場合や、県内の市町村がより詳細な被害想定調査を行い、その結果を基に対策を講じる場合等を制約するものではない。

1 調査の概要

(1) 前回調査との比較

今回調査は、国や関連機関等が行った地震被害想定調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用いて行った。前回調査との比較は以下のとおりである。

変更・見直し	前回調査(H10.3)	今回調査
①調査単位	500m メッシュ	250m メッシュ
②想定地震	海域3、内陸3（未知の地震） →大都市での被害が大きくなるように震源位置を設定	海域3、内陸6（既知の地震） →先行調査（H29公表の津波浸水想定調査や地震調査研究推進本部の長期評価等）による最新の知見で設定
③地盤モデル	・深部地盤：資源探査・採取を目的としたボーリングや物理探査資料に基づき設定 ・浅部地盤：表層地質とボーリングデータから地盤モデル（モデル103区分・柱状図）を作成	・深部地盤：地震調査研究推進本部の「全国1次地下構造モデル（暫定版）」を採用 ・浅部地盤：前回調査の地盤モデルを、前回調査以降の調査資料により見直し、モデル228区分・柱状図を再設定
④地震動の計算方法	・地震基盤：基盤の応答スペクトルを求める手法（例：翠川・小林（1979）の手法） ・地表：応答計算FDEL法により水平2成分と上下1成分を算定	・地震基盤：統計的グリーン関数法 ・地表：応答計算FDEL法による時刻歴波形の水平2成分と上下1成分（水平2成分の大きい方の1/2）を算定
⑤被害想定項目	建築物被害（木造・非木造）、出火・延焼、人的被害（死傷者、避難者）、交通施設被害、地震水害、ライフライン被害、農業かんがい施設被害、重要施設被害、津波被害（建物、死傷者、避難者）	・前回調査（重要施設は除く）に加え、建物被害（土砂災害）、人的被害（土砂災害、屋内収容物移動転倒、屋外落下物、ブロック塀等の倒壊、津波被害に伴う要救助者）、生活への支障、被害額算出、シナリオを新たに追加 ・東日本大震災等の被害実態を反映した手法等を採用 ・積雪の影響を考慮
⑥その他	—	地震被害想定システム作成、減災効果測定検討、啓発資料作成

(2) 前回調査との比較

今回調査で実施した調査項目は以下のとおりである。

ア 自然現象の予測

- ・想定地震
- ・地震動の予測
- ・液状化危険度の予測
- ・土砂災害の予測

イ 被害の予測

- ・被害想定条件
- ・建物被害
- ・人的被害
- ・ライフライン被害
- ・交通施設被害
- ・生活への支障
- ・地震水害
- ・農業かんがい施設被害
- ・被害額算出
- ・災害・対策活動シナリオ
- ・冬季に想定される被害の拡大

ウ 減災効果測定

エ 防災・減災のための啓発資料

オ パソコン上で稼働する地震被害想定システム

(3) 新潟県地震被害想定調査委員会

今回調査を検討する上で、助言、指導を得ることを目的として学識経験者からなる新潟県地震被害想定調査検討委員会を設置した。

調査の実施に当たっては、業務の進捗に合わせて調査結果を随時委員に諮り、各分野でそれぞれの専門的立場から指導、助言を受けながら検討を進めた。

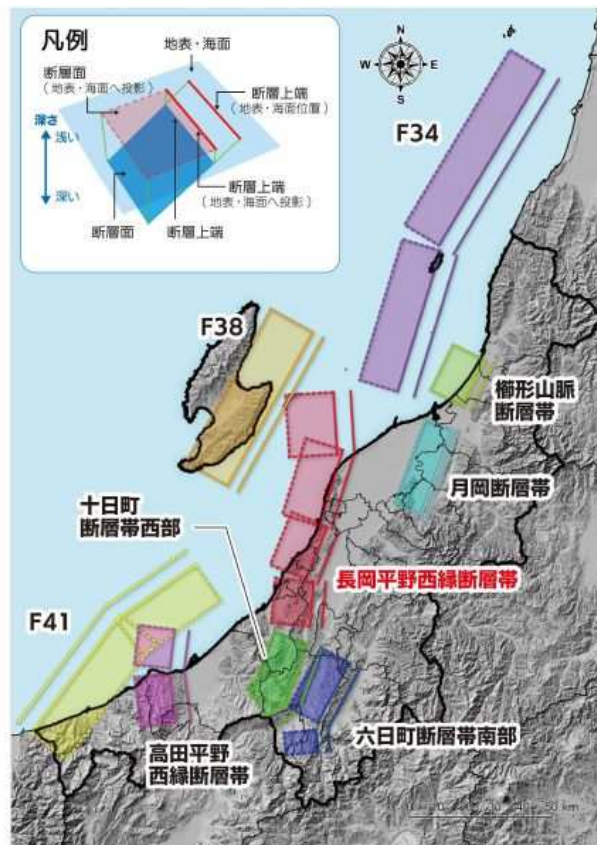
役 職	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
委員	池田 隆明	長岡技術科学大学教授	地震工学、耐震工学 災害軽減工学
委員	卜部 厚志	新潟大学教授	災害科学、地質学
委員長	大塚 悟	長岡技術科学大学教授	地盤工学、 自然災害科学、防災学
副委員長	加藤 大介	新潟大学教授	建築構造・材料
委員	上村 靖司	長岡技術科学大学教授	熱工学、 自然災害科学・防災学
委員	河島 克久	新潟大学教授	雪氷学 自然災害科学・防災学
委員	河野 守	東京理科大学教授	建築構造・材料 火災安全工学
委員	田村 良一	新潟工科大学教授	建築物の耐震構造 年の地震防災

(五十音順、敬称省略)

2 想定地震

今回調査では、先行調査に基づき、現在把握されている震源断層の中から、内陸については震度 6 弱以上（建物にひび割れや亀裂が出始める）、海域については津波浸水深 50 cm 以上（想定床上浸水開始水深）の県内曝露人口を算出し、曝露人口が多い地震を優先するとともに、中枢都市に影響する震源断層を考慮しつつ曝露人口が発生しない市町村が無いよう、発生確率や地域バランスを考慮して、以下のとおり内陸 6 地震・海域 3 地震の計 9 地震を選定した。

番号	想定地震名	地震 タイプ	先行調査名	走向	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)	MW	発生確率
1	樽形山脈断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3%~5%
2	月岡断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0%~1%
3	長岡平野西縁断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
				202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
				185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
				197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
4	十日町断層帯西部	内陸	地震調査研究推進本部	200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
				236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
5	高田平野西縁断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
				172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
6	六日町断層帯南部	内陸	地震調査研究推進本部	208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%~0.01%
				174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	
7	F34	海域	H29県津波調査	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	-
				197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
8	F38	海域	H29県津波調査	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	-
9	F41	海域	H29県津波調査	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	-
				55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	



3 被害の予測

(1) 被害想定を行う地震動の設定

今回調査では、対象とする 9 想定地震において強震動生成域や破壊開始始点の配置パターンにより全 47 ケースが考えられる中で、各地域において安全側の防災対策が実施可能となることを重視し、被害想定を行う地震動の設定は「ケース重ね合わせ※1」を用いることとした。

※1：同一メッシュ（250m）の最大値を採用する方法

(2) 想定シーン

今回調査では、県民の生活様式及び最悪の被害発生を想定し、季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な以下の 3 シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害等は、風速・風向によって被害の様相が異なるため、県内の過去の風速・風向を参考に、3 シーンにおける平均風速と強風風速及び最多風向を反映した想定を行った。

ア 冬・深夜

イ 夏・12 時

ウ 冬・夕 18 時

(3) 被害想定結果

各想定地震における県全体の今回調査の結果を次表に示す。

調査結果から、過去に経験した地震の被害を上回る建物の倒壊や火災による焼失、津波被害、人的被害の他、ライフラインや交通施設の被害、避難者などの生活への支障など、様々な災害が発生することが想定される。

また、特に新潟県は全域が豪雪地帯（うち 18 市町村は特別豪雪地帯）に指定され 1 年の 1/3 が積雪に覆われている地域であるため、冬季に地震が発生した場合は、積雪の影響で地震による被害が拡大することも懸念される。

被害想定結果総括表【人的被害は冬深夜強風時シーンの値、それ以外は冬18時強風時シーンの値】

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	F34	F38	F41	嶺形山脈 断層帯	月岡断層帯
建物被害	揺れ・液状 化・土砂災 害・津波・地 震火災	地震動	全壊	棟	17,842	31,056	40,751	2,040	64,374
			半壊	棟	57,353	19,695	50,242	9,142	71,066
		液状化	全壊	棟	1,271	825	1,030	299	1,290
			半壊	棟	45,039	30,123	36,899	11,119	42,281
		土砂災害	全壊	棟	125	168	575	9	112
			半壊	棟	292	392	1,341	21	261
		津波	全壊	棟	1,280	1,329	1,155	-	-
			半壊	棟	19,848	17,627	2,174	-	-
			床上浸水	棟	8,069	6,595	659	-	-
			床下浸水	棟	18,809	19,723	1,929	-	-
		地震火災	炎上出火	件	31	60	77	4	111
			焼失棟数	棟	15,917	3,337	8,395	19	43,454
			全壊(焼失棟数含む)	棟	36,436	36,715	51,906	2,367	109,230
人的被害		計	半壊	棟	122,532	67,836	90,656	20,282	113,608
			床上浸水(津波)	棟	8,069	6,595	659	-	-
			床下浸水(津波)	棟	18,809	19,723	1,929	-	-
			死者数	人	2,029	2,766	3,045	134	5,006
			負傷者数	人	33,534	25,770	22,349	2,098	25,804
ライフ ライン被害		計	重傷者数	人	8,518	8,797	6,100	217	6,869
			軽傷者数	人	25,016	16,973	16,249	1,881	18,936
			津波に伴う要救助者	人	4,564	5	25	-	-
			水道管被害	被害箇所数	箇所	833	1,008	1,152	205
			断水人口	人	483,666	90,058	417,104	67,751	702,714
			機能支障	被害延長	km	2,952	2,333	2,914	939
			支障人口	人	723,941	418,258	599,494	175,774	740,570
			電柱被害	被害本数	本	2,266	1,425	2,236	124
			停電軒数	軒	281,123	61,888	201,047	40,405	344,289
			通信電柱被害	被害本数	本	2,111	1,103	1,810	87
交通施設 被害		計	不通回線	不通回線数	回線	418,546	66,371	220,259	47,086
			都市ガス	停止戸数	戸	13,131	1,101	4,252	22
			LPガス	供給支障数	戸	813	328	402	137
			橋梁	箇所	127	88	207	24	147
			盛土	箇所	258	182	487	77	280
			斜面	箇所	44	61	124	2	16
			トンネル	箇所	0	1	0	0	0
			計	箇所	429	332	817	103	443
			津波	箇所	19	19	35	0	0
			鉄道	箇所	638	292	959	168	581
生活への 支障		計	津波	箇所	46	15	29	-	-
			A	港	0	0	0	0	0
			B	港	9	10	11	4	9
			機能停止	港	0	0	1	-	-
			A	港	0	0	2	0	0
			B	港	73	81	75	18	58
			機能停止	港	8	9	16	-	-
			避難者	発生直後・1日後	人	304,418	231,473	96,548	7,086
			避難所避難者	発生直後・1日後	人	198,151	152,426	59,736	4,251
			避難所外避難	発生直後・1日後	人	106,267	79,048	36,812	2,834
生活への 支障		計	要配慮者	発生直後・1日後	人	16,033	12,111	7,900	574
			自力脱出困難者	発生直後・1日後	人	442	300	886	47
			帰宅困難者数	発生直後・1日後	人	121,094	119,922	123,331	76,637
			外出者数	発生直後・1日後	人	130,578	129,406	132,815	76,637
			住宅の不足	必要仮設住宅数	棟	10,391	5,606	9,359	820
			食料・飲料水	食料不足量 1～3日合計	食	127,633	52,476	89,227	0
			等の不足	飲料水不足量 1～3日合計	L	3,243,994	520,697	2,973,324	370,263
			トイレの不足	要応急給水量 1～3日最大	L	987,605	188,282	932,151	113,263
			エレベーター停止	1～3日合計	L	588,573	439,025	118,955	0
			停止台数	停止台数	台	592	127	493	40
地震水害		計	人数	人数	人	5	1	3	0
			転院患者数	転院患者数	人	100	27	70	2
			医療機能の不足	入院	人	7,018	7,246	5,255	110
			対応力不足量	外来	人	20,844	13,805	12,892	1,407
			がれき発生量	がれき発生量	万t	705	587	807	74
			仮置き場必要面積	仮置き場必要面積	ha	231	192	264	24
			津波堆積物発生量	津波堆積物発生量	万t	259	225	50	-
			農業集落	孤立集落数	地域	11	39	70	0
			漁業集落	孤立集落数	地域	84	70	36	0
			孤立集落数	孤立集落数	地域	84	70	36	0
地震水害	ため池	計	箇所数	A	箇所	5	36	56	0
			ため池	B	箇所	21	39	90	6
			影響戸数	A	戸	50	1,218	1,944	0
			影響面積	B	戸	928	1,525	2,418	36
農業かんがい施設		計	影響面積	影響面積	ha	124,366	131,212	117,945	43,435
			影響面積	影響面積	ha	124,366	131,212	117,945	43,435

長岡平野 西縁断層帯	十日町 断層帯西部	高田平野 西縁断層帯	六日町 断層帯南部	備考	全同調査 (H10.3)	1964年 新潟地震 (H10.新潟県3945)	2004年新潟県 中越地震 (H21.10.15時点)	2007年新潟県 中越沖地震 (H25.4.1時点)
112,678	32,513	9,092	15,248					
149,915	53,077	25,773	35,087					
1,743	702	312	528					
60,186	25,899	11,480	19,638					
653	564	179	412					
1,524	1,315	417	961					
425	-	6	-					
14,080	-	105	-					
5,537	-	21	-					
17,066	-	162	-					
193	56	15	26		237件	12件	建物火災9件	建物1件、その他2件
55,746	3,297	1,607	267		10,660棟	402棟		
171,244	37,075	11,196	16,455		全壊・大破35,896棟	全壊 3,277世帯	全壊 3,175世帯	全壊 1,331世帯
225,705	80,290	37,775	55,686		半壊・中破72,365棟	半壊 10,966世帯	半壊 13,810世帯	半壊 5,710世帯
5,537	-	21	-					
17,066	-	162	-					
7,920	2,160	615	1,008		1,232人	14人	68人	15人
56,922	16,035	6,597	9,424					
14,475	3,405	985	1,607		2,589人	46人	632人	341人
42,447	12,630	5,612	7,817		49,898人	270人	4,163人	1,975人
15	-	0	-					
4,430	1,066	567	513		12,717箇所			
1,375,222	462,834	194,588	251,424		311,657世帯			
4,429	2,319	837	1,893					
1,227,818	512,268	213,798	358,875					
10,483	2,211	524	879		3,203基	電柱被害5,482基		
642,431	220,944	81,827	147,367		93,483世帯			
8,201	1,515	394	563		2,662基	新潟電話局2,660基		
839,314	251,248	92,368	167,225		185,039回線			
338,243	12,783	31,523	2,882		263,016件			
1,294	718	182	595					
319	199	77	140		117箇所	市町村指定184箇所		
571	397	166	318		14箇所	県工事分137箇所		
100	88	46	65		7箇所			
0	2	1	1					
990	686	290	523					
7	-	1	-					
1,176	870	351	705		331箇所	全国692件		
17	-	0	-					
0	0	0	0	危険度はA>B>C (Cランク箇所数は省略)	1港 3港	港湾3港		
11	8	7	7					
0	-	0	-					
1	1	0	0	危険度はA>B>C (Cランク箇所数は省略)	1港 7港	漁港11港		
80	52	35	30					
0	-	0	-					
471,386	59,210	25,104	29,238		233,604人	78,566人		
295,377	35,526	15,174	17,543					
176,010	23,684	9,930	11,695					
34,720	4,962	2,600	2,337					
2,964	976	234	588					
123,781	84,825	45,247	66,533					
133,265	94,308	54,731	76,016					
35,370	7,016	2,817	3,332					
956,445	40,735	15	1,854					
10,756,357	3,405,197	1,459,273	1,609,955					
3,311,449	1,022,439	442,538	504,757					
884,495	25,579	8	19,596					
1,512	730	161	654					
11	4	1	3					
270	46	13	16					
12,933	2,715	508	1,076					
34,844	10,544	4,351	5,896					
2,491	616	216	320					
815	201	71	105					
215	-	8	-					
29	235	25	86					
28	0	8	0					
36	76	16	22	危険度はA>B>C (Cランク箇所数は省略)	3箇所			
134	114	53	88		11箇所			
1,051	1,805	1,216	565	危険度はA>B>C (Cランク箇所数は省略)	47箇所			
4,144	2,688	1,717	2,472		58箇所			
142,186	65,804	21,409	59,106		55,885ha	水路1,359箇所		

4 令和6年能登半島地震を受けた動向

令和6年能登半島地震は、国の地震調査研究推進本部の長期評価が行われていない海域の活断層が震源であった。これを踏まえ、国は、地震発生可能性の長期評価の作業を前倒しで実施しており、令和6年8月に兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖の長期評価結果（活断層の位置・長さ・形状、そこで発生する地震の規模等）を公表した。

この中で、新潟県上越地方沖の活断層については、専門家の意見を踏まえ、県が公表している地震被害想定や津波浸水想定において、評価結果と同規模の地震を引き起こす断層として、既に想定の根拠としているため、県として直ちに現行の想定を見直す必要はないこととして整理している。

今後、国では、同地域の地震発生確率の評価と、新潟県上越地方沖以北の長期評価結果を、順次公表していくこととしている。県では、これまで、地震被害想定及び津波浸水想定の見直しを随時行ってきたが、今後、海域活断層の長期評価などにおいて、新たな知見や評価等が示された場合は、既存の地震被害想定等への影響程度の確認等を、都度行っていく。

第6節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの 集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り上がっている照明などの下からは退避する。

街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

新潟地方気象台は、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波情報、津波情報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの減少に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

第2章 災害予防計画

第1節 防災教育・訓練計画

計画の方針	
市は災害時に応急対策の主体となる職員に対し、防災に関する専門的知識・ノウハウについての防災教育を行い、「公助」の水準向上を図る。 住民に対しては、学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業の「自助」「共助」を促進する。 また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。	
関係部課	◎ 総務課、学校教育課、消防本部、高齢福祉課、健康福祉課、こども家庭課、商工観光課、生涯学習課、図書館、支所地域振興課、スポーツ推進課

第1節防災教育・訓練計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第1節によるものとする。これに、「住民の地震に対する心得」を追加する。

11 住民の地震に対する心得

住民は、普段から地震に対する備えに心掛けるとともに、地震発生時には、被害を最小限に留めるよう次の事項に心掛けるものとする。

- (1) 概ね3日分の食糧・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品の準備
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施
- (4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の学習
- (5) 災害時の家族内の連絡方法の取り決め

第2節 自主防災組織育成計画

計画の方針	
大地震発生時には公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。 このため市は、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店等における自衛消防組織等（以下、「自主防災組織等」という。）の整備育成に努めるものとする。 本節においては、自主防災組織等の位置付け及び責務、並びにその整備育成における市及び住民の果たすべき役割等について定めるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部

地域住民および事業所における自主防災組織等の設置推進および育成については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第2節によるものとする。

第3節 防災都市計画

計画の方針	
地震に強い都市整備を推進するためには、本市のみならず国、県等、都市整備に関する各種機関の協力のもと、幹線道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、計画的な土地利用の規制、誘導、積極的な緑化の推進と緑地の保全、及び木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開することが必要である。	
関係部課	◎都市整備課、企画政策課

第3節 防災都市計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第3節によるものとする。5 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備に一部追加する。

5 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(6) ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、電柱倒壊による交通阻害要因を除くため、共同溝・電線共同溝を整備する。

第4節 集落孤立対策計画

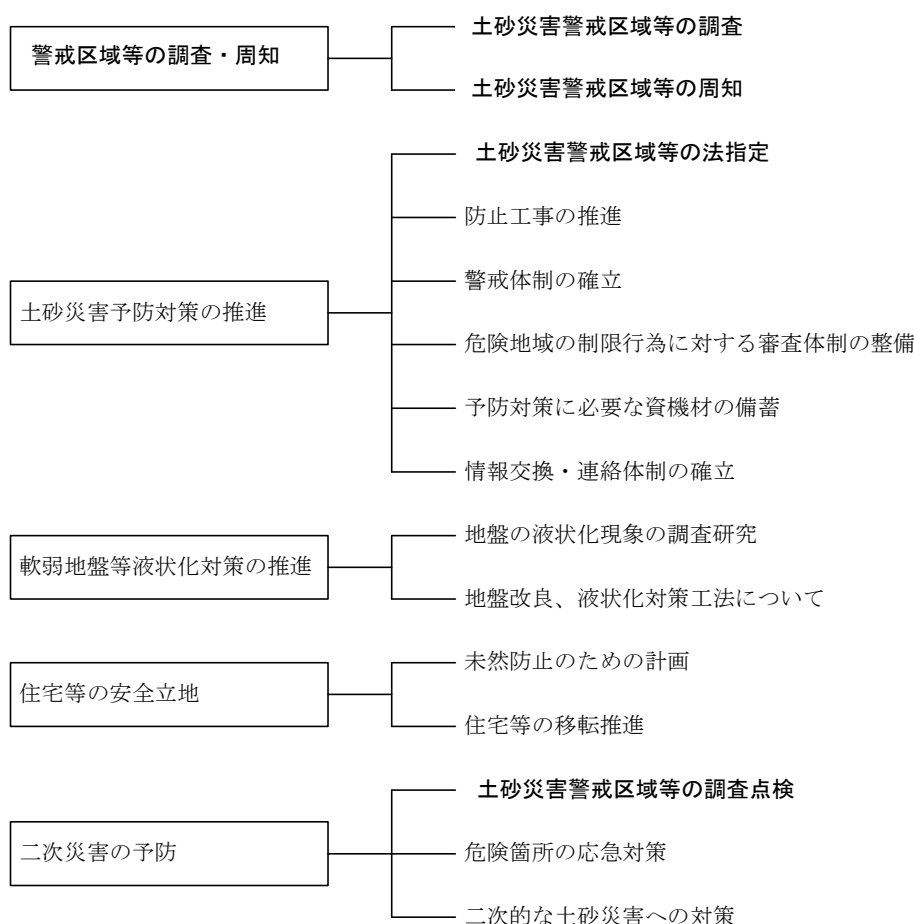
計画の方針	
中山間地域等において、地震の際、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となる事が予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえる事を前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。	
関係部課	◎総務課、都市整備課、消防本部、支所地域振興課

集落の孤立が予想される地域において特に配慮する環境整備については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第4節によるものとする。

第5節 地盤災害予防計画

計画の方針	
地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は以下のとおりとする。 (1) 地震が発生する前に行うもの (2) 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。 地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。	
関係部課	◎都市整備課、農林課、消防本部

1 計画の体系



2 警戒区域等の調査・周知

(1) 土砂災害警戒区域等の調査

市は、土砂災害警戒区域等について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するため県が行う調査点検に協力する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、これらの土砂災害警戒区域等について五泉市地域防災計画等に明記するとともに、住民への周知に努めるものとする。

3 総合的な土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の法指定

市は、土砂災害警戒区域等について、県が行う対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするため、積極的に砂防法等関係法の指定箇所の指定に協力する。

- ア 砂防法 ----- 砂防指定地
- イ 地滑り等防止法 ----- 地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律 ----- 急傾斜地崩壊防止区域

(2) 防止工事の推進

市は、県の行う法指定箇所についての各種対策事業の実施に協力する。

(3) 警戒体制の確立

危険区域に対し、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達・集約する拠点を配置するとともに、情報ネットワークの整備を図る。

(4) 危険地域の制限行為に対する審査体制の整備

市は、土砂災害危険地域の土地利用及び開発計画の制限行為に対する審査指導体制を、各関係機関で構成される「総合土砂災害対策推進連絡協議会」等の協力を得て整備し、災害の未然防止に努める。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

市は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協同組合等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

4 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤の液状化現象の調査研究

市及び県は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努めるものとする。

(2) 地盤改良・液状化対策工法について

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努めるものとする。

5 住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

市は、住宅等に係る確認申請があった際に、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときは、建築主事を通じて必要な対策を講じるよう関係者を指導するものとする。

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにするものとする。

(2) 危険集落の移転

市は、危険箇所における災害予防及び集落移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、防災対策事業または危険集落の移転事業を推進するものとする。

6 二次災害の予防

(1) 警戒区域等の調査点検

震度4以上の地震が観測された場合、市は地元住民等の協力を得て警戒区域等及び対策施設の点検調査を、速やかに行うものとする。異常が発見された場合、直ちに避難を含めた対策を講ずるものとする。

(2) 危険箇所の応急対策

市は、地滑りの徴候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を勧告するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策工事を実施する。

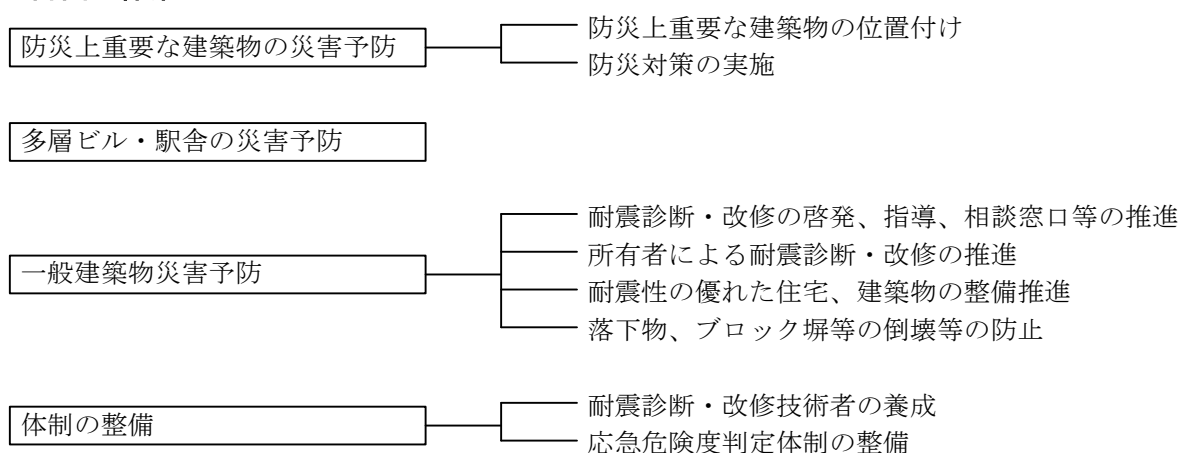
(3) 二次的な土砂災害への対策

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、県及び市は地震発生後の監視を強めるものとする。

第6節 建築物等災害予防計画

計画の方針	
大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。	
公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、公共機関等は耐震基準等の検討を踏まえて耐震性及び耐火性の向上に努めるものとする。	
民間の住宅・建築物等については、所有者に対して防災上の点検及び災害予防の啓発に努めるものとする。また、地震発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の確立を図っていくものとする。	
関係部課	◎都市整備課、財政課、消防本部

1 計画の体系



2 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（病院等）
- ウ 応急対策活動の施設（警察署、消防本部等）
- エ 避難収容の施設（小中学校体育館、保育園等）
- オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(2) 防災対策の実施

(1) に掲げた建築物は、震災時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す震災対策を推進するものとする。

ア 建築物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認めたものから順次改修などの推進に努めるものとする。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の耐震性強化
- (エ) 防災設備の充実、他

ウ 耐震性の高い施設整備

上記 (1) に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成8年）」を参考に耐震性を強化した施設づくりに努めるものとする。

エ 維持管理の重要性

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努め、建設当時の設計図面等の整理保管を行うものとする。

3 多層ビル・駅舎の災害予防

多層ビル・駅舎などは、不特定多数の人が出入りする多様な施設であることから、共同防火管理体制の確立を図るとともに地震被害の防止、軽減を図るため、4の一般建築物の災害予防に加え、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次の対策等を指導するものとする。

- (1) 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- (4) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- (5) 当該施設の管理実態を把握するため、防災設備等の日常点検の励行
- (6) 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

4 一般建築物の災害予防

(1) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその実効性の安全が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。

(2) 計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。

ア 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うものとする。

イ 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行うものとする。

ウ 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導するものとする。

エ 地震時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

オ 地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

5 体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の養成

市は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成するものとする。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

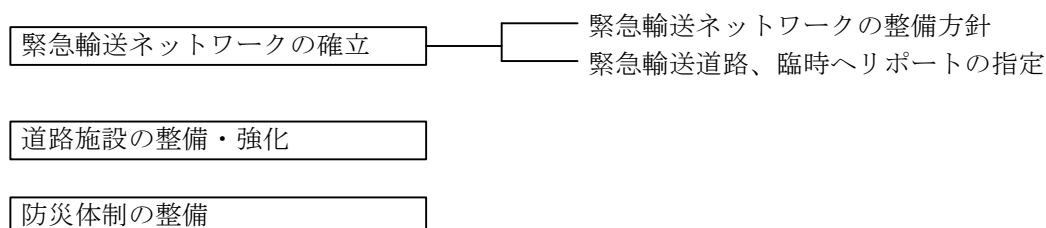
(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定土を活用して迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、事前に新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会（事務局：県都市政策課）と十分な調整を行う。

第7節 道路・橋梁等の地震対策

計画の方針	
地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。	
道路を管理する関係機関や団体は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。	
また、災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークを形成する。	
関係部課	◎都市整備課、農林課

1 計画の体系



2 緊急輸送ネットワークの確立

本項は「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第6節2によるものとする。

3 道路施設の整備・強化

市が管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 市道の現状

市道の現状についての一覧表を資料編に添付する。

(2) 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

(3) 橋梁等重要構造物の対策

ア 橋梁

(ア) 耐震補強

現在の耐震基準は阪神・淡路大震災を契機に改訂された平成8年度の道路橋示方書に拠っている。それ以前に建設した橋梁等は点検を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

(イ) 新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省 都市局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（令和7年8月22日）

イ トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

(4) 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

ア 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者は道路パトロール等をとおしてそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

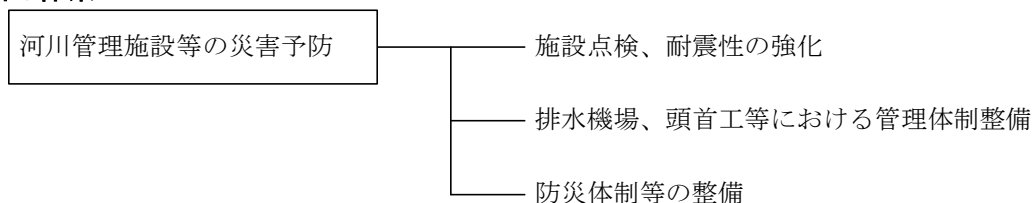
4 防災体制の整備

本項は「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第6節4によるものとする。

第8節 河川施設の地震対策

計画の方針	
市内の準用河川、普通河川の河川施設において、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。	
関係部課	◎都市整備課、上下水道局、消防本部

1 計画の体系



2 普通河川における河川管理施設等の災害予防

(1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

(2) 排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

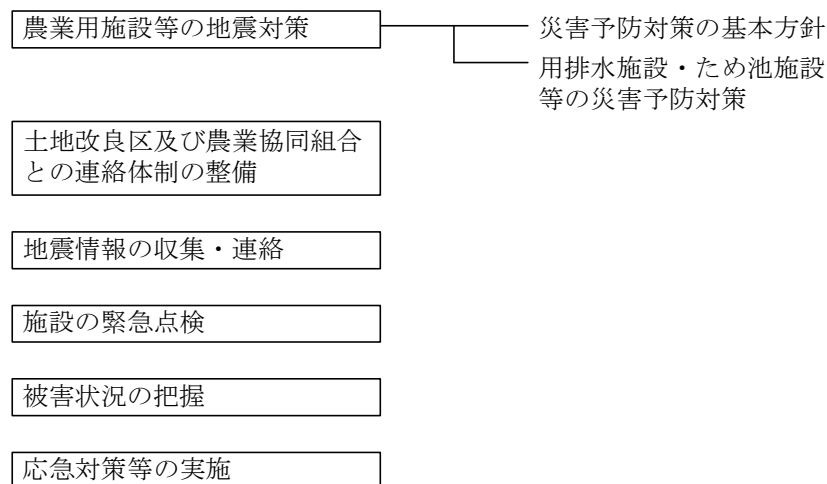
(3) 防災体制等の整備

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

第9節 農地・農業用施設等の地震対策

計画の方針	
土地改良区や農業協同組合との連絡体制を整備し、農地・農業用施設等における施設の耐震化、管理体制の強化、危険箇所の整備、震災時の緊急点検方法の計画、地震情報の収集・伝達体制の確立等を計画する。	
関係部課	◎農林課

1 計画の体系



2 農業用施設等の地震対策

(1) 基本方針

- ア 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。
- イ 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。
- ウ 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。
- エ 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(2) 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

(3) 用排水施設の地震対策

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

(4) ため池施設の地震対策

現在、市内にある農業用ため池は43箇所（五泉地区10箇所、村松地区33箇所）あり、そのうち大多数は築造後100年以上経過し、堤体や取水施設の老朽化が著しく、また、洪水吐機能が不十分なものもある。市内のため池施設の一覧表を資料編に添付する。

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

3 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

4 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

5 施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

6 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

7 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第10節 防災通信施設災害予防計画

計画の方針	
震災時の応急活動実施のためには、通信の確保が特に重要である。このため、無線保有の各防災機関は、震災時の通信確保のため、無線通信施設及びバックアップ機能の整備に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、消防本部、支所地域振興課

無線通信施設およびバックアップ機能の整備については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第10節によるものとする。

第11節 電気通信事業者の災害予防計画

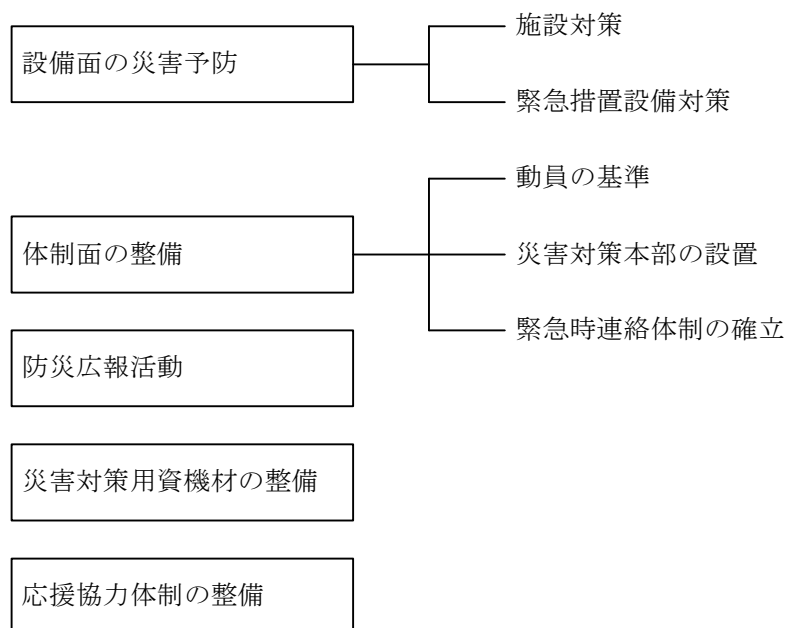
計画の方針	
電気通信事業者は、電気通信事業の公共性にかんがみ、地震災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。	
関係部課	◎総務課、支所地域振興課

電気通信事業者の取るべき防災対策については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第11節によるものとする。

第12節 都市ガス施設災害予防計画

計画の方針	
ガス事業（都市ガス事業者：越後天然ガス(株)）における地震防災対策は、地震による都市ガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を行うことを目的として都市ガスの施設に応じた適切な対策を講ずる。	
関係部課	◎総務課、支所地域振興課

1 計画の体系



体制面の整備、防災広報活動、災害対策用資材等の整備、応援協力体制の整備については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第12節によるものとする。

2 設備面の災害予防

(1) 施設対策

予防対策の基本はガス施設の耐震性向上にあり、施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講ずる。

ア 製造所・供給所の対策

- (ア) 建設する施設は合理的な耐震設計を行う。
- (イ) 既設の施設については、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強等を行う。
- (ウ) 異常事態等を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

イ 導管の対策

- (ア) 建設する導管は耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着、抜け出し防止機構を有する機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。
- (イ) 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え、あるいは更生処理を実施する。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は地震災害発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、地震時に速やかで適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

ア 製造所・供給所の対策

(ア) 検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災報知機等）装置を設置する。

(イ) ガス発生設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。

(ウ) 消火設備の整備を図る。

イ 導管の対策

(ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

(イ) 供給範囲が広い地域については必要により、地震の震度、圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するためのシステムを導入するものとする。

(ウ) 迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。

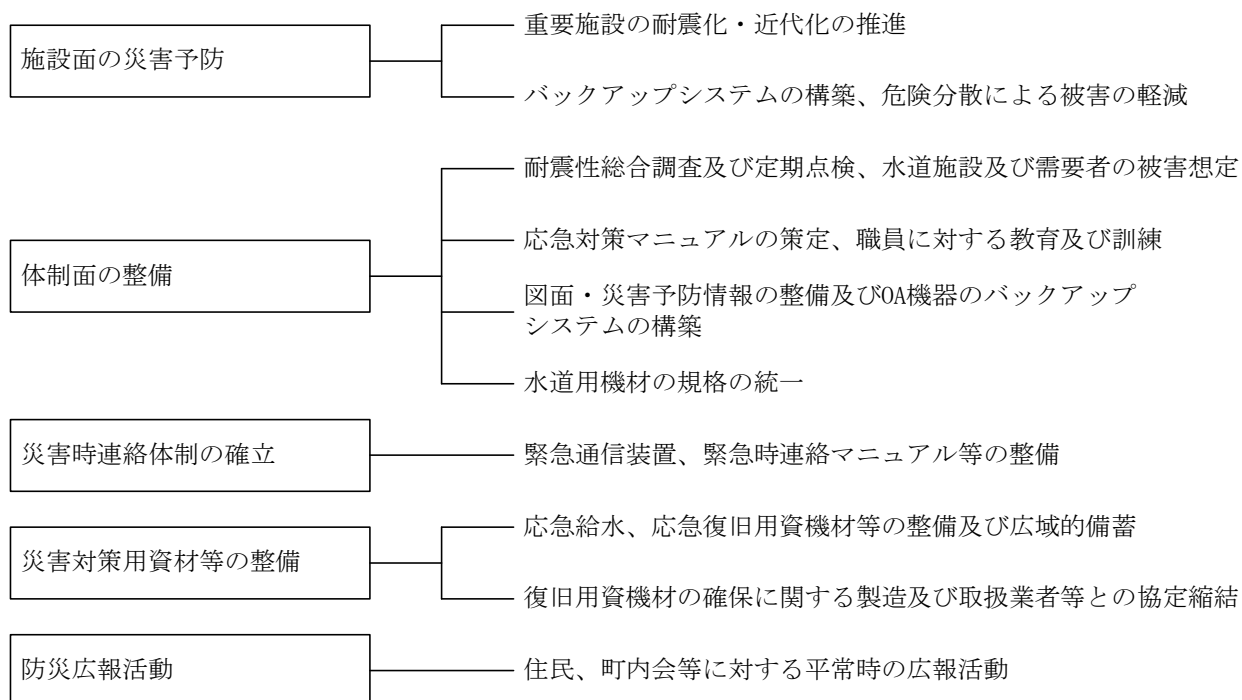
(エ) 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。

(オ) 需要家での二次災害を防止するためマイコンメータの設置を促進する。

第13節 上水道施設災害予防計画

計画の方針	
大規模な地震の発生に伴う、断減水を最小限にとどめるため、市は施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施するものとする。	
関係部課	◎上下水道局

1 計画の体系



体制面の整備、災害時連絡体制の確立、災害対策用資材等の整備、防災広報活動については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第13節によるものとする。

2 設備面の災害予防

市は水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の新設・改良計画にあわせ計画的に水道施設の災害予防対策を推進するものとする。

(1) 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定に当たっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化、近代化事業を推進するものとする。

- ア 貯水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化
- イ 避難場所、給水拠点を中心とした耐震貯水槽、大口径配水管を利用した貯水施設等の整備及び配水池での緊急遮断弁の設置
- ウ 管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用、並びに共同溝の利用及び給水装置の耐震化
- エ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化
- オ 浄水場等での供給予備力、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保
- カ 各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できるテレメーターシステムの整備

(2) バックアップシステムの構築、危険分散による被害の軽減化

重要施設の複数配置やバイパスルートの確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図るものとする。

ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化

ウ 緊急時代替水源の確保

エ 隣接水道事業体との配水管の接続

オ 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(3) その他機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

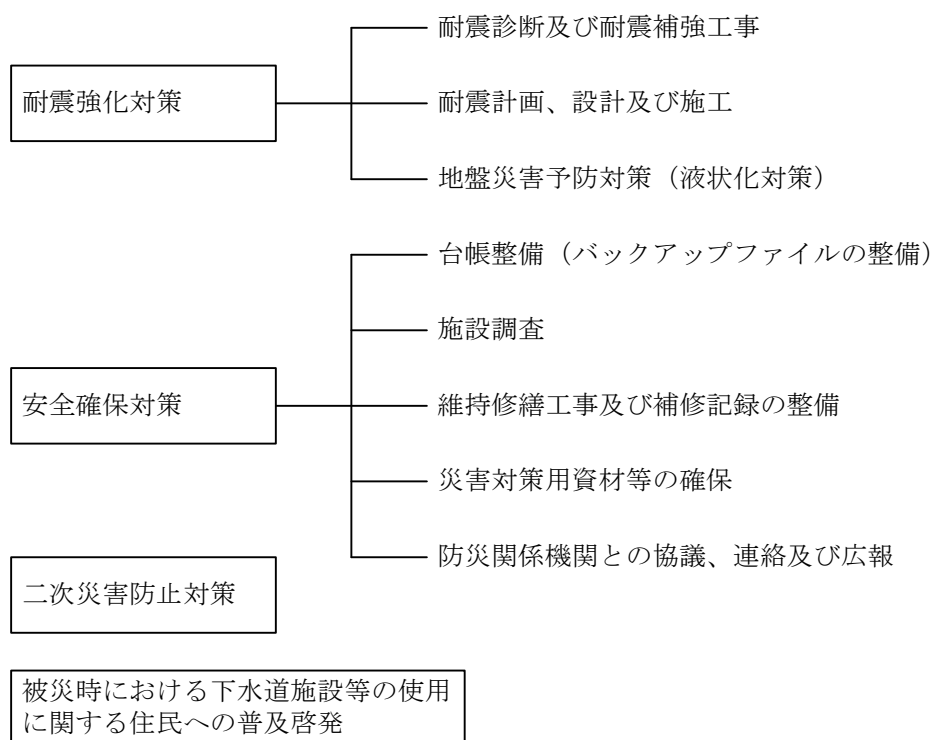
イ 次亜塩素酸ナトリウム等、浄水薬品の漏出時対策のため、防液堤及び排液槽等、流出防止設備の整備

ウ 水質試験用薬品類の震動による破損防止対策、混薬を防止するための分離保管

第14節 下水道施設災害予防計画

計画の方針	
市で整備する下水道施設は、ライフライン施設として住民生活の基盤を支えるものであるが、多くの施設が地下に埋設されているため被災時には住民に長期にわたって大きな影響を与える。地震時の被災を最小限にとどめ、下水の排除と処理を速やかに確保すべく平常時から耐震補強や継ぎ手の改良等による耐震強化対策、災害対策資材の確保、他機関との連絡協議等の安全確保対策及び二次災害防止対策の推進を図るものとする。	
関係部課	◎上下水道局

1 計画の体系



緊急体制の整備、二次災害の防止、被災時における下水道施設等の使用に関する住民への普及啓発については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第14節によるものとする。

2 耐震強化対策

(1) 耐震診断及び耐震補強工事

地震発生時の下水道施設の被害を低減または防止するため、施設の耐震性を把握し弱点箇所について年次計画を立て耐震性診断及び対策工法の検討を行うとともに必要に応じて耐震補強工事を行うものとする。

(2) 耐震計画、設計及び施工

下水道施設の建設計画時点から下記事項について耐震対策を検討するものとする。

ア 計画

下水道施設が損傷してもその機能を代替できるように重要幹線管渠のループ化や停電によってマンホールポンプが停止した場合の早期復旧対策を検討する。

イ 設計

管路は、地盤状況に応じて管きょ周辺の地盤改良や可とう管及び可とう管継ぎ手の採用を

検討する。ポンプ場における構造物及び配管の継ぎ手部は、可とう性、伸縮性及び止水性を有する継ぎ手の採用を検討する。

(3) 地盤災害予防対策（液状化対策）

地震による下水道施設の被害要因としては地震特性及び地形等が重要な要素であるが、大地震が発生すると新潟地震でみられたような地盤の液状化による大きな被害も想定される。重要な施設には地盤改良等の液状化対策を検討する。

(4) 施設の災害に備えた対応

市で管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、災害ハザードマップ等を考慮すること。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策を作成しておくこと。

(5) 災害時の早期機能回復と復旧の目安

県や関係機関等の協力を得て、早期に機能回復できるよう、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。また、新設及び既存の施設に対して地震対策を講ずるように努める。

なお、下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・ 処理場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 管渠、ポンプ場の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

(6) 被災情報の周知

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況等の情報を県、関係機関、住民等に周知するように努める。また、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。

(7) 災害対策用資材等の確保

仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。応急対策活動を円滑に行うため、五泉市建設業協会、五泉管工事業協同組合、下水道事業団、県及び近隣下水道管理者等と協力協定を締結し、災害対策用資機材等の効率的整備を図るものとする。

(8) 台帳及び工事・補修記録の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で特に重要な資料である。そのため下水道台帳は、遠隔地に複数保管（バックアップ）し資料の安全性向上を図るものとする。

また、異常箇所が災害によるものか災害前からのものを判別するとともに、災害復旧に活用するため補修及び施設改良の記録を整備しておくものとする。

第15節 危険物等施設災害予防計画

計画の方針	
危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因になり得るとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなり得る。これらを取り扱う施設の関係者は自主保安対策を講ずることとし、市及び消防本部は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたるものとする。	
関係部課	◎消防本部

第15節 危険物等施設災害予防計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第15節によるものとする。ただし、震災対策編では次に掲げる内容を追加する。

2 危険物等施設安全対策

(1) 略

(2) 災害予防対策

ア 耐震性の強化

市及び市消防本部は、危険物等施設の耐震性に関し、消防法等関係法令の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導するとともに、旧消防法等の規制に係る危険物等施設についても、見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。

以下（風水害等対策編）第5章 第15節 危険物等施設災害予防計画の（2）ア～ケを、イ～コに置き換える。

第16節 地震時の火災予防計画

計画の方針	
地震発生時における同時多発火災に備えるため、住民に対し、出火防止及び初期消火の徹底等の普及・啓発に努め、火災予防体制等の充実を図るものとする。	
関係部課	◎消防本部、総務課

第16節 地震時の火災予防計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第16節によるものとする。

第17節 廃棄物処理体制の整備

計画の方針	
地震災害時における廃棄物処理計画を策定し、住民へ災害時の廃棄物処理方法や災害ゴミの削減を啓発する。	
関係部課	◎環境保全課

第17節 廃棄物処理体制の整備については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第18節によるものとする。

第18節 救急・救助計画

計画の方針	
地震による大災害が発生し、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により同時多発する現場での多数の被災者に対し、救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急救助体制整備を行うものとする。 また、震災発生時の現場における初期活動から救急搬送までを、関係機関が有機的に連携して行えるよう、体制整備を図るものとする。	
関係部課	◎消防本部、総務課、健康福祉課

第18節 救急・救助計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第19節によるものとする。

第19節 医療救護計画

計画の方針	
市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、地震災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。	
関係部課	◎健康福祉課

災害に備えて構築する医療および救護体制については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第20節によるものとする。

第20節 避難計画

計画の方針	
地震災害は、火災などの二次災害と相まって大規模かつ広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ住民の避難に関する適切な計画を定めておく必要があるが、地震直後の危険な場所から、即時避難する場所（一時避難）については指定しない。 市はこの計画に基づき、あらかじめ市地域防災計画に避難場所を定め、住民に周知しておくとともに、避難路となることが予想される経路の安全確保に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、健康福祉課、高齢福祉課、こども家庭課、市民課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、図書館、支所地域振興課、スポーツ推進課

1 計画の体系

避難所の指定	
避難所の周知	—— 住民への事前周知
避難情報の発令（解除）の基準	
避難場所の整備	
避難誘導等資機材の整備	—— 安全な避難誘導のための資機材の整備
避難誘導計画の整備	—— 避難計画の策定
避難時における住民等の役割	—— 住民、地域に求められる役割

2 避難所の指定

避難所は、五泉市地域防災計画資料編の「緊急時の避難所」のとおり指定する。

3 避難所の周知

本項は「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第21節3によるものとする。

4 避難情報の発令（解除）の基準

市は、災害時に適切な避難情報の発令（解除）ができるようあらかじめ実施責任者等を明確に定めておき、災害発生時に迅速かつ的確に対応するものとする。

(1) 避難情報の基準

市は、地震により引き起こされた浸水、崖崩れ等地盤災害、火災の延焼などにより、住民等の安全のため必要があると認めるときは、当該地域の住民等に対し避難の「指示」を行い、住民等を強制的に立ち退かせることができる。

なお、避難情報の発令（解除）に当たっては次のことに留意するものとする。

ア 高齢者等避難・避難指示

- (ア) 災害の的確な情報収集及び避難情報の迅速な伝達
- (イ) 災害種別ごとの適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定
- (ウ) 障がい者、寝たきり者、幼児、老人、旅行者等への配慮と避難介助
- (エ) 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成
- (オ) 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定
- (カ) 避難場所の設営及び運営のための職員の指定
- (キ) 避難情報を発令した場合の県知事への報告

イ 避難情報の解除

- (ア) 適切な避難情報の解除と伝達方法
- (イ) 避難情報解除の公示
- (ウ) 県知事への報告

5 避難場所の整備

市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、自ら、もしくはその管理者（設置者）と調整を図り、次のとおり避難場所(屋外)又は避難所（屋内）（以下「避難所等」という）の施設・設備の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所の耐震化の推進
- (2) 避難所への道路の整備
- (3) 貯水槽、井戸、ハンドマイク等の整備
- (4) 水、食糧、その他生活必需品の備蓄
- (5) 通信設備等の整備
- (6) 災害時要配慮者への配慮のため、バリアフリー化（空調、Wi-Fi、バリアフリー化に係る施設等）を推進した施設の整備

以降、避難誘導等資機材の整備、避難誘導計画の整備、避難時における住民等の役割については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第21節によるものとする。

第 21 節 災害時要配慮者の安全確保計画

計画の方針	
障がい者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の災害時要配慮者は、災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、市、県、防災関係機関及び社会福祉施設等は相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で災害時要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における災害時要配慮者の安全確保を図るものとする。	
関係部課	◎健康福祉課、総務課、こども家庭課、高齢福祉課、市民課、支所地域振興課

災害時要配慮者の支援にかかる対策については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 5 章第 22 節によるものとする。ただし、震災対策としては以下に挙げる内容を追加する。

1 計画の体系

- (1) 在宅災害時要配慮者に対する対策
「施設の耐震性強化」として、耐震性診断

2 在宅災害時要配慮者に対する対策（関連追加箇所）

- (2) 住宅の安全性向上
市は、高齢者・障がい者等の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により地震発生時に倒壊の危険性のあるものや、室内の段差等により避難の際の障害が多いものについて、改善の指導、援助等に努めるものとする。

3 社会福祉施設等における安全確保計画（関連追加箇所）

- (2) 施設、設備の安全性強化
常日頃から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、社会福祉施設等の安全性の維持・強化に努めるものとする。
さらに、建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の社会福祉施設等においては、耐震度調査を実施し、必要に応じ計画的な改修に努めるものとする。

第 22 節 食料・生活必需品等の確保計画

計画の方針	
災害発生から、流通機構の復活が見込まれる 3 日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、住民自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が毀損、紛失した住民や、一時的滞在者に物資等を供給する。	
関係部課	◎総務課、商工観光課

第22節 食料・生活必需品等の確保計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 5 章第23節によるものとする。

第23節 文教施設における災害予防計画

計画の方針	
大規模な地震が発生した場合、学校を始めとする文教施設は甚大な被害を受けることが予想されるが、児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図るため、日頃、教育委員会や学校等施設の管理者が実施しておくべき事項を定める。	
また、地域における防災機能の強化を図るため、学校等文教施設の設置者は、地域防災計画の定めるところに従い、施設・設備の整備に努めることを定める。	
関係部課	◎学校教育課、生涯学習課、図書館、スポーツ推進課

文教施設における災害予防計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第24節によるものとする。ただし、震災対策としては以下に挙げる内容を追加する。

1 計画の体系

「学校の予防対策」に含まれる「施設の耐久性強化」に代えて「施設の耐震性強化」として、耐力度調査等の実施および補強工事等の実施

2 学校の予防対策（関連追加箇所）

(1) 施設の耐震性強化

校舎、体育館、学校給食、学校プール等の施設について、その安全性の向上のため必要な耐震設計を確保する必要がある。このため、新耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎等について、耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補強・改築等に努めるものとする。

また、地震に伴う停電・断水・ガスの供給停止・通信回線の途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校防災計画の作成

学校長は、地震発生に備え、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成するものとする。

区 分	主 な 項 目
予防対策	①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出勤体制 ⑥家庭との連絡 など
応急対策	①発生直後の児童・生徒の安全確保 ②避難誘導 ③児童・生徒の安全確認 ④被害情報の収集 ⑤被害状況等の報告 ⑥下校措置 ⑦避難所開設・運営の協力 ⑧教育活動の再開 ⑨被災時の心のケア など

（風水害等対策編に含まれる内容で、「応急対策」の「災害発生が予想されるとき的事前休校、授業短縮措置等」は、地震対策の観点からは含めないものとする）

第24節 文化財の地震災害対策

計画の方針	
文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。また、市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。	
関係部課	◎生涯学習課

第24節 文化財の地震災害への予防措置については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第25節によるものとする。

第25節 ボランティア受入れ計画

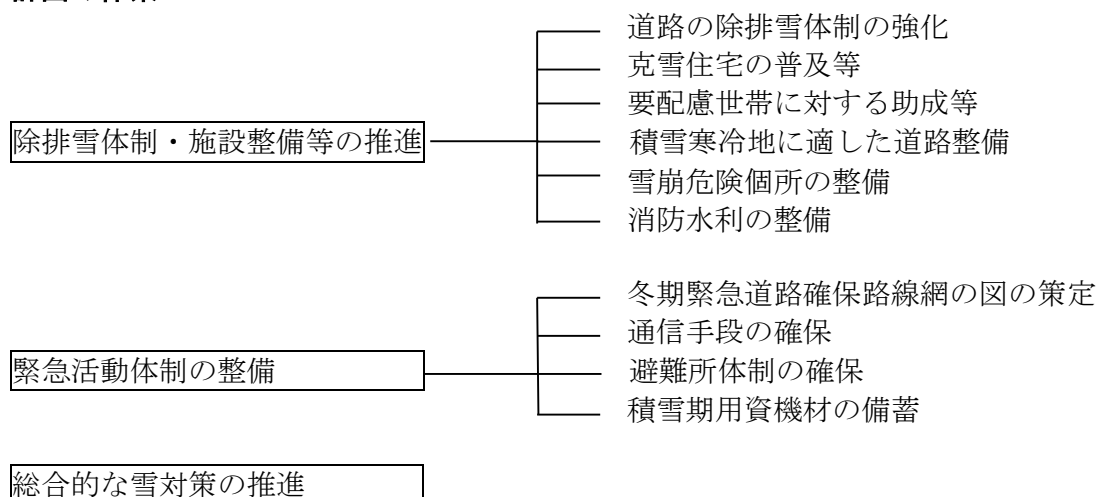
計画の方針	
阪神・淡路大震災の被災者の救援活動において大きな役割を果たしたボランティア活動についての様々な教訓等を踏まえて、災害発生時にボランティア活動が自主性・自発性を発揮しつつ、円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力体制の確立について定める。	
災害発生時において、救急・救助、医療・看護、高齢者・障がい者等の介護・介助、建物の危険判定、輸送、避難所の物資配付・清掃、炊き出し、安否確認など多様な分野でボランティア活動による支援が期待されているので、それに対応した受け入れ体制の検討を行う。	
関係部課	◎健康福祉課、こども家庭課、高齢福祉課

第25節 ボランティア受入れ計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第5章第26節によるものとする。

第26節 積雪期の地震災害予防計画

計画の方針	
積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比し、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。 このため、市、県、防災関係機関は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、農林課、健康福祉課、消防本部、支所地域振興課

1 計画の体系



2 除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の除排雪体制の強化

市は、一般国道、県道、市町村道及び高速自動車道の各道路管理者と相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進するものとする。

(2) 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による地震時の屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

(3) 要配慮世帯に対する助成等

市は、自力での屋根雪処理が不可能な要配慮世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費に対する助成措置の活用に努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図るものとする。

(4) 積雪寒冷地に適した道路整備

市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努めるものとする。

(5) 雪崩危険箇所の整備

市は、雪崩から住民の生命、財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努めるものとする。

(6) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応した消火栓、防火水槽、河川水等複数の消防水利の整備に努めるものとする。

3 緊急活動体制の整備

(1) 冬期緊急道路確保路線網の図の策定

市は、国、県、市町村の各道路管理者と相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図るものとする。

(3) 避難所体制の整備

ア 避難場所の確保

市は、避難場所の整備に努めるものとする。

〈整備内容〉

避難場所の耐震化及び食糧、救助資機材等の備蓄

イ 避難所対策

市は、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(4) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想される。市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるものとする。

4 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

このため、市は、「五泉市地域防災計画」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

第3章 災害応急計画

第1節 五泉市災害対策本部の組織・運営計画 及び職員の配備・招集体制

計画の方針	
市内に大規模な地震による被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、国、県、近隣市町村、関係機関等との相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。 また、被害が発生した場合には必要な人員を配備して、災害応急対策を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	全課（◎総務課）

市内に地震による災害が発生した場合、市災害対策本部の組織・運営は「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第1節によるものとする。

また、職員の配備・招集体制については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第2節によるものとする。

第2節 応援要請計画

計画の方針	
大規模な災害が発生した場合は、単一の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。	
関係部課	◎総務課、上下水道局、消防本部

1 応援の要請

大規模災害の発生時における応援要請計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第3節によるものとする。ただし、震災対策編では個別の要請先に対応する参照項目を以下のように読み替える（内容自体は同様である）。

自衛隊に対しては風水害編の第6章第8節に代えて震災対策編の第3章第7節
消防の広域応援要請は風水害編の第6章第11節に代えて震災対策編の第3章第10節

第3節 防災通信施設応急対策

計画の方針	
地震発生時における被災状況の把握や被災者救済活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、企画政策課、消防本部、支所地域振興課、スポーツ推進課

通信施設の被災状況把握および復旧または代替通信手段の確保に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第4節によるものとする。ただし、震災対策編では以下の内容は適用されない。

3 他機関の通信設備の優先利用等 （差分）

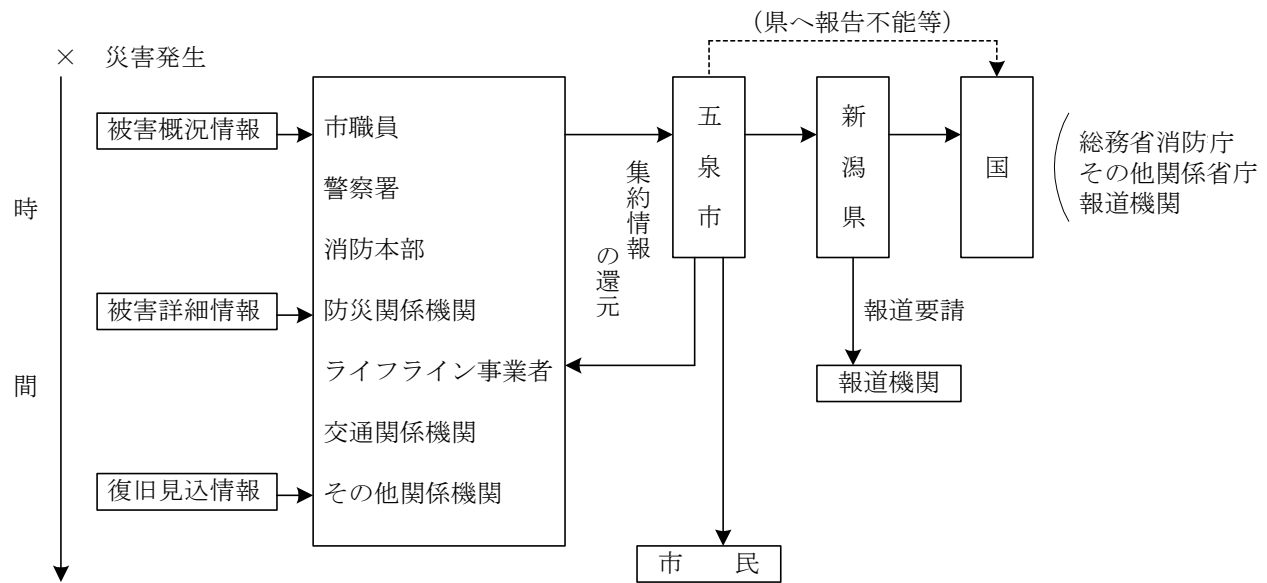
「関係法令の規定」の「水防法第20条第2項」

「使用することのできる主な通信設備」の「気象通信設備」

第4節 被災状況等収集伝達計画

計画の方針	
被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。	
市及び関係機関は、一定の震度以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。市は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、ただちに必要な行動を起こすとともに県や各防災機関及び被災地域内外の住民に各種の手段を使って収集情報を伝達し「情報の共有化」に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、税務課、企画政策課、財政課、消防本部、都市整備課

1 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図



2 地震発生後の各段階における各機関の情報収集

(1) 地震発生直後

- ア 市及び消防本部は、直ちに関係機関と連絡を取ると共に必要に応じて現地確認を行い、情報を把握するものとする。
- (ア) 市は、市内において震度4以上の地震による揺れが観測された場合には、総務課に災害警戒本部を設置し、情報の収集を行うものとする。
- (イ) 警察署はパトカー及び交番・駐在所の無線を通じて被災地の情報を収集し、県警察本部に報告すると共に市、市消防本部、関係機関との情報交換に努めるものとする。
- (ウ) 市は、地震発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行うものとする。

(2) 応急対策初動期

- ア 市は、被害状況の把握ができたものから直ちに県及び国に報告する。
 - (ア) 火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（危機対策課・消防課）へ報告するものとする。
- なお、「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県（危機対策課・消防課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(イ) 消防機関へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（危機対策課・消防課）へ報告するものとする。

(ウ) 人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課・消防課）へ報告するものとする。

また、県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする

イ ライフライン関係機関及び公共交通機関

所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を次により県へ報告する。

ライフライン関係機関-----危機対策課

公共交通機関-----交通政策課

その他関係機関-----関係部局各課

ウ 医療機関は、被害状況及び患者受入れの可否等の情報を新潟地域振興局健康福祉部経由で県（福祉保健部）に報告するものとする。なお、新潟地域振興局健康福祉部は市内の医療機関の情報について市へ情報提供するものとする。

エ 市は、避難所を開設した時又は避難住民により自主的に避難所が開設された時は、有線・無線・パソコンを利用する通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の種類・数量等の情報を効率的に収集するものとする。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、県出先機関と協力して、市内の被害金額等詳細な被害状況を調査し県消防防災課へ報告する。

イ 防災関係各機関は、応急復旧の状況を市及び県（関係部局、災害対策本部が設置された場合は連絡司令室）に報告するものとする。

(4) 災害対策基本法との関係

(2)、(3)の市が県（危機対策課）に対して行う被害報告は、災害対策基本法第53条の規定に基づくものであり、報告すべき事項は「災害報告取扱要領（平成8年5月1日付消第4079号新潟県環境生活部長通知）」に掲げる被害状況・応急措置等とする。

ア 災害速報

市は、市内の被害等を覚知したときは、直ちに前「被害報告」に掲げる事項について判明したものから順次、県危機対策課に電話、無線、FAX、郵送又は職員派遣により報告するものとする。

イ 災害確定報告

市は、応急対策終了後10日以内に、前記要領により県危機対策課に郵送、FAX又は直接提出により報告するものとする。

3 情報の発信

(1) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

市は、収集した被災情報等を集約し、応急対策の推進に係る防災関係機関に逐次、伝達するものとする。

(2) 報道機関に対する報道要請

市は、次に掲げる事項について報道機関に逐次情報を公表し、住民に対する情報提供の要請を行うものとする。又、必要に応じて災害対策本部から直接住民に対して情報提供を行うことのできる手段を講ずるものとする。

ア 地震発生直後及び応急対策初動期

(ア) 余震時等の場合の対応（冷静な行動）の仕方

(イ) 震度情報及び余震等の今後の予測に関する情報

(ウ) 被害状況

・ ライフラインに関する情報

・ 道路・JR・バス等交通関連情報

・ 人的被害に関する情報

- ・火災に関する情報
- ・家屋・施設等の情報
- ・地すべり・土砂崩れ等に関する情報
- (エ) 避難情報、避難場所及び避難経路等に関する情報
- (オ) 交通機関連行状況及び道路交通情報
- (カ) 安否情報
- イ 応急対策本格稼働期
 - (ア) 給水所・仮設電話の設置状況に関する情報
 - (イ) 炊き出し・生活物資の配給状況に関する情報
 - (ウ) 復旧状況及び今後の見通し等に関する情報
 - (エ) 仮設住宅の設置及び申込み等に関する情報
 - (オ) ごみ・し尿処理に関する情報
 - (カ) 行政サービス・支援に関する情報
 - (キ) 医療機関・福祉施設等の状況
 - (ク) 商店・金融機関等の情報
 - (ケ) ボランティアの募集に関する情報

4 積雪期の情報収集伝達対策

積雪期に地震が発生した場合、山間地の集落は通信・交通ともに途絶状態となる可能性があるため、市はこれらの地区に災害時も使用可能な通信装置を設置するよう努めるとともに、市の嘱託員及び町内会長等を連絡員とし、災害時の情報収集の拠点とするなど情報の収集伝達体制の確立に努めるものとする。

第5節 広報計画

計画の方針	
市・防災関係機関・報道機関等は、相互に協力して、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。	
関係部課	◎総務課、企画政策課、健康福祉課、高齢福祉課、商工観光課、こども家庭課、都市整備課、農林課、上下水道局、学校教育課、消防本部、支所地域振興課

1 広報活動の目的と展開

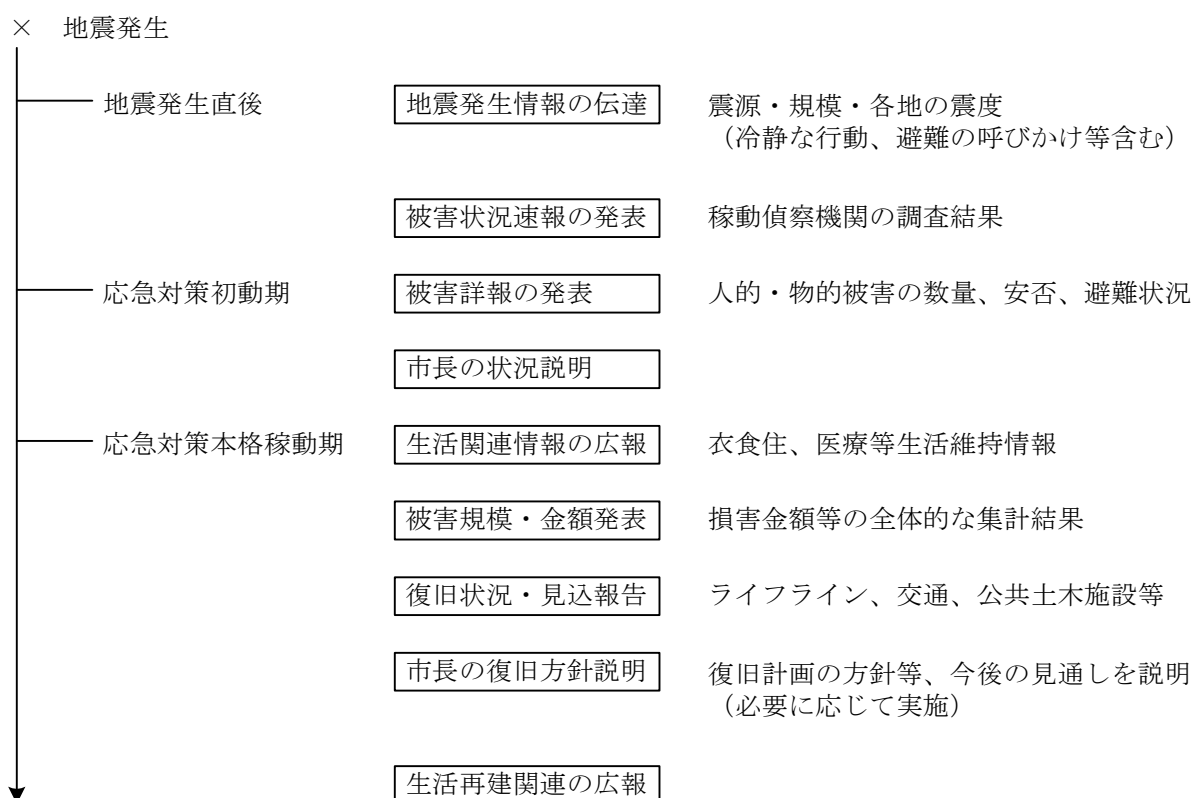
(1) 地震発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止
- イ 被災者や関係者の避難・救援行動のための適切な判断を助ける。
- ウ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくする。

(2) 広報活動の展開

被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広報活動を展開するものとする。

2 広報計画応急対策フロー図



(1) 市は主に被災者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

ア 手段

- (ア) 防災行政無線、電話、個別訪問、消防団及び広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (イ) 自治会、町内会等を通じた情報伝達
- (ウ) 住民相談所の開設
- (エ) 県を通じての報道依頼 (必要に応じて直接報道依頼)

(オ) インターネット等による情報配信

※五泉市緊急情報ツイッター

URL : https://twitter.com/Gosen_EMG

※五泉あんしんメール

イ 項 目

(ア) 避難、医療、救護、衛生、健康（こころのケアを含む）に関する情報

(イ) 給水、炊き出し、生活必需品の物資配給の実施

(ウ) 生活再建、仮設住宅、教育、復旧・復興計画に関する情報

(エ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県への報告及び放送事業者への情報提供

市は、避難指示等が発令されたときは、新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供を行うものとする。

(3) ライフライン関係機関（電気・ガス・上水道・下水道・電気通信事業者）は主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

ア 手 段

(ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(イ) 利用者相談窓口の開設

(ウ) 報道機関への報道依頼

(エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティFM局・CATV等コミュニティメディア（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）

(オ) インターネットによる情報配信

イ 項 目

(ア) 被災により使用できない区域

(イ) 使用可能な場合の使用上の注意

(ウ) 復旧状況及び見込み

(4) 公共交通機関は主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

ア 手 段

(ア) 乗降場での印刷物の掲示

(イ) 場内・社内・船内等での放送

(ウ) 報道機関への報道依頼

(エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティFM局・CATV等コミュニティメディア（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）

(オ) インターネットによる情報配信

イ 項 目

(ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ

(イ) 臨時ダイヤ

(ウ) 復旧状況及び見込み

(5) 警察は被災者及び被災地域の関係者に対する情報提供を行う。

ア 手 段

(ア) 報道機関への報道依頼

(イ) パトカー、現地警察官による直接呼びかけ

イ 項 目

(ア) 死亡者に関する情報（検視の結果、災害による死亡と認められる者）

(イ) 交通情報（通行の可否、交通規制、渋滞等）

(6) その他の行政機関

住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

3 地震発生直後の各段階における広報の基準

- (1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）
 - ア 新潟地方気象台は、気象庁及び県等の観測データに基づく地震情報を各放送機関に専用通信施設などを用いて直ちに伝達する。（震源、地震の規模、各地の震度等）
 - イ 放送機関は、直ちに配信された地震情報を放送する。
 - ウ 県は、地震発生直後の偵察活動により報告を受けた被害状況等の情報を整理して映像・画像等を含む被害状況速報を速やかに各放送機関に提供するものとする。
 - エ 各放送機関は直ちに被害状況を放送し、住民等の事態把握を支援するものとする。
- (2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）
 - ア 市の広報事項
 - （ア）住民に対する避難指示
 - （イ）給水・炊き出しの実施、物資の配給
 - （ウ）避難所の開設等
 - イ 県の広報事項
 - （ア）人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報
 - （イ）公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）
 - （ウ）医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受け入れの可否、入院及び他の医療機関から転送された患者の氏名、手当をした負傷者の数等
 - （エ）教育機関の被害状況及び児童生徒の安否等
 - ウ 警察の広報事項
 - （ア）住民に対する避難指示
 - （イ）交通規制に関する情報
 - （ウ）身元の確認できた死亡者の住所・氏名等
 - エ ライフライン関係機関
 - （ア）被災による使用不能状況
 - （イ）使用可能の場合の使用上の注意等
 - オ 公共交通機関
 - （ア）被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ
 - （イ）臨時ダイヤ
- (3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日以降）
 - ア 市の広報事項
 - （ア）消毒・衛生・医療救護
 - （イ）小中学校の授業再開予定
 - （ウ）仮設住宅への入居
 - イ 県の広報事項
 - （ア）被害金額等の概算集計
 - （イ）公共土木施設等の復旧状況及び見込み
 - ウ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項
 - （ア）復旧見込み
 - （イ）災害時の特例措置の実施等
- (4) 復旧対策期
 - ア 市の広報事項
 - （ア）罹災証明の発行
 - （イ）生活再建資金の貸し付け
 - （ウ）災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - （エ）その他生活再建に関する情報
 - イ 県の広報事項
 - 広域的な復興計画

(5) 広報文例

ア 地震発生時

震度 4 以上の地震が発生したときは、直ちに広報を行う。

こちらは、五泉市です。ただいま、市内で震度〇の地震を観測しました。
火の元をもう一度確認し、落ちついて行動してください。また、隣近所に声をかけあって安全確認をしてください。
被害や困ったことがありましたら市役所、消防署に連絡してください。（繰り返し）

イ 応急対策時

①火災地区住民への避難指示

こちらは、五泉市です。災害対策本部から連絡します。
現在、〇〇地区の火災は、（〇〇方向へ）燃え広がっています。（燃え広がる危険があります。）このため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、避難指示を出しました。
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ（〇〇方面へ）避難してください。（現場に警察官や消防職員などがある場合、その指示に従ってください。
（また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難してください。）
（繰り返し）

②余震等による混乱防止の呼びかけ

こちらは、五泉市です。災害対策本部から連絡します。
余震が続いておりますが、先ほどのような強い揺れはもうありません。住民の皆さんまず落ちついてください。市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。デマなどにまどわされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。
（繰り返し）

③道路交通情報

こちらは、五泉市です。災害対策本部から道路交通情報について連絡します。
現在、
・ 国道〇号は全て車の通行が禁止されています。
・ 市内の全ての道路は車の通行が禁止されています。
住民の皆さん、車は使用しないでください。
（繰り返し）

④鉄道の運行状況

こちらは、五泉市です。災害対策本部から鉄道の運行状況についてお知らせします。
現在、
・ 磐越西線は全てストップしています。
・ JRでは、線路などの点検を行っていますが、運転の再開見通しはたっていません。
（繰り返し）

⑤避難所の開設状況

こちらは、五泉市です。災害対策本部から避難所の開設状況についてお知らせします。
被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館（近くの小学校、中学校、公民館などに）に避難所を開設しましたのでご利用ください。
ケガをされた方々のために避難所などには（〇〇、〇〇に）救護所を開設しています。
（繰り返し）

ウ 復旧時

①電気（電話）の復旧状況

こちらは、五泉市です。災害対策本部から電気（電話）の復旧状況についてお知らせします。

現在、

- ・市内全域（〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
- ・市内全域（〇〇地区一帯）で電話が不通になっています。N T Tでは、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと日程度かかる見込みです。なお、電話が不通の地域については、〇〇避難所、〇〇小学校に臨時電話を設置していますのでご利用ください。

（繰り返し）

②ゴミ・し尿の収集

こちらは、五泉市です。災害対策本部からごみ（し尿）の収集についてお知らせします。

ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃）に収集作業が開始される見込みです。収集作業が開始されるまでは、ごみを燃やすなど各家庭で適切に処理してください。

（繰り返し）

③相談所の開設状況

こちらは、五泉市です。災害対策本部からお知らせします。

市では震災により被害を受けた方々のために、〇〇日から、〇〇や〇〇において相談所を開設しますのでご利用ください。相談時間は、〇〇時から〇〇時までです。

（繰り返し）

④住民の安否情報

こちらは、五泉市です。災害対策本部から地震で亡くなられた方（やケガをされた方）の収容先についてお知らせします。

亡くなられた方の遺体は、〇〇町の〇〇寺、〇〇町の〇〇学校体育館などに安置されています。遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。なお、ケガをされた方は、〇〇病院、△△病院に収容されています。

（繰り返し）

4 広報活動に当たっての留意点

- (1) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳者や誘導員を配置する等の措置を講ずるものとする。
- (2) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努めるものとする。

5 広聴活動

地震災害時には、被災者からの相談・要望・苦情を受け付け、適切な措置を行うと共に、災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とするものとする。

(1) 市の広聴活動

- ア 地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受け付け
- イ 被災者のための相談所の設置

(2) 新潟県の広聴活動

ア 市の行う、被災者のための相談活動に対する支援

イ 災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取

(3) ライフライン関係機関の広聴活動

利用者相談窓口の開設

第6節 避難及び避難所運営計画

計画の方針	
地震発生時の避難は、市長等行政の避難指示等により行われる場合と、住民の判断で自主的に行われる場合とがあるが、市は、どちらの場合も、避難場所（施設）への受入れと、その後の各種サービスの提供がスムーズに行われるよう手配する必要がある。	
関係部課	◎総務課、健康福祉課、高齢福祉課、こども家庭課、市民課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ推進課、図書館、支所地域振興課

1 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市役所へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。又、できるだけ隣近所までまとまって行動し、高齢者等の災害時要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。

(2) 市による支援措置

市は、住民が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、予め鍵の保管場所を明確にしておく等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに利用できるようにしておく。

住民が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、配慮するものとする。

2 行政の避難指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

新潟地方気象台は、地震が発生したときは、市、県及び防災関係各機関に的確に情報を伝達する。市、県及び防災関係各機関は、所管区域内の危険箇所等のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により具体的な被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取りかかる。又、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市役所に連絡する。

(2) 避難実施の決断と必要な措置

ア 「避難指示」の実施者

避難の「指示」は、原則として市長が行う。市長は、市内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告するものとする。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を依頼する。

なお、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務行うことができなくなったときは、知事が避難の指示を行うことができる。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、下表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知するものとする。

区分	実 施 者	根 拠 法 令
指示	市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官	災害対策基本法第61条第1項 (警察官→警察官職務執行法第4条)
	知事	災害対策基本法第60条第6項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
緊急 安全 確保 措置	市長	災害対策基本法第60条第3項
	警察官	災害対策基本法第61条第1項 (警察官→警察官職務執行法第4条)
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る)	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条第6項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条

3 避難の指示の発令

(1) 避難の指示は、次の内容を明示して行うものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難理由
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(2) 避難の指示の周知

- ア 関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車及びテレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速な周知・徹底を図るものとする。
- イ 市は、災害時要配慮者への避難指示に当たっては、地域の消防団、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

4 避難誘導

住民等の避難誘導は、市及び県警察本部が実施するが、誘導に当たっては、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 市の責務

市長は、災害が発生した場合の各地域等の状況を考慮し、地区ごとの具体的な避難場所を定めておき、あらかじめ住民に周知徹底しておくものとする。

(2) 警察機関の責務

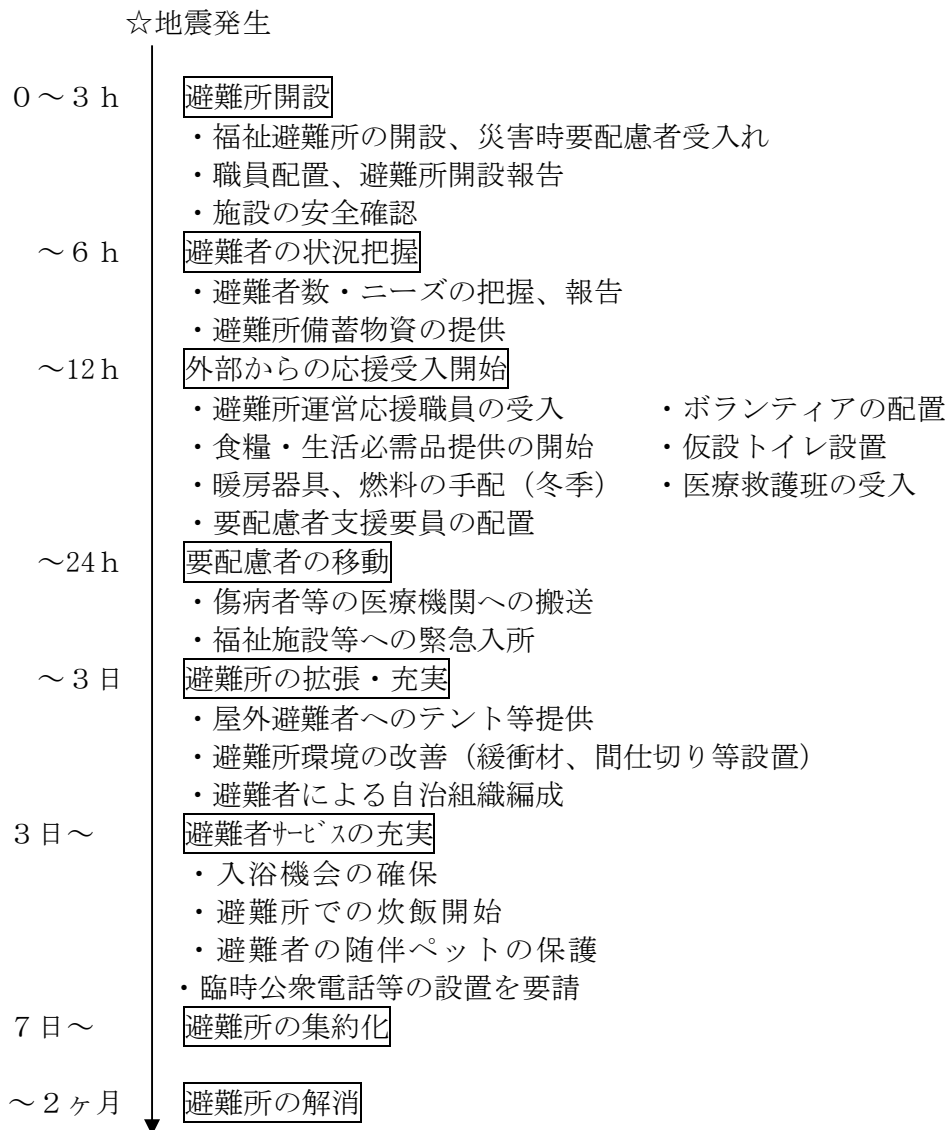
- ア 警察官が避難誘導する場合は、市、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して行うものとする。
- イ 住民が避難した地域に対しては、状況の許すかぎり警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護やその他の犯罪の予防に努めるものとする。

5 避難所の開設及び管理

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、避難所を開設し保護する。

- (1) 市は、避難所を設置する必要があるときは、被災者の生活再建等を考慮し、住居地の近傍の学校、公共建物等を避難所として指定するものとする。
- (2) 市は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに知事及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡するものとする。
- (3) 市は、避難所を設置した場合は、管理責任者を置くものとする。

6 避難所運営の流れ



7 災害時要配慮者に対する配慮

(1) 避難時の配慮

- ア 情報伝達、避難行動に制約がある災害時要配慮者は、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。
- イ 市は、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、災害時要配慮者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている災害時要配慮者がいないか点検する。
- ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

(2) 避難所での配慮

- ア 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要配慮避難者の情報環境に配慮する。
- イ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(3) 福祉避難所の開設

- ア 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
- イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

8 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪地域では、避難路の通行が不可能となることが想定されるため、市は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な把握及びその確保に努めるものとする。

(2) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努めるものとする。

9 避難所外避難者の支援計画

「避難所外避難者」とは、市町村が予め指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

避難所外避難者は、市、消防、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

市は、避難所外避難者の状況を地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を行う。

また、避難所外に避難した災害時要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

第7節 自衛隊の災害派遣計画

計画の方針	
地震による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、派遣要請手続き、受入れ体制等について定める。	
関係部課	◎総務課

大規模災害の発生時における自衛隊の災害派遣については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第8節によるものとする。

第8節 輸送計画

計画の方針	
災害発生時の緊急輸送は、救助・救急・医療・消火活動の迅速な展開の支援及び、被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。使用可能な交通資源は限られており、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通の確保状況を把握したうえで、最適な輸送手段を選択しなければならない。そのためには、陸・空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。	
関係部課	◎財政課、商工観光課、都市整備課

大規模災害の発生時における緊急輸送を含む輸送計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第9節によるものとする。

第9節 交通規制計画及び交通施設の応急対策

計画の方針	
災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路の施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認めるときの交通の禁止及び制限（以下「規制」という。）並びに交通施設の応急対策については、本計画の定めるところによるものとする。	
関係部課	◎都市整備課

大規模災害の発生時における交通規制計画および交通施設の応急対策については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第10節によるものとする。

第10節 火災対策計画

計画の方針	
市（消防長）は、地震により発生した火災に対し、住民の初期消火活動により延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な火災防ぎょ活動について定めるものとする。	
関係部課	◎消防本部、総務課、支所地域振興課

大規模災害の発生時における火災対策計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第11節によるものとする。

第11節 救急・救助活動計画

計画の方針	
地震による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防本部、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急救助活動を行う。	
関係部課	◎消防本部、総務課、健康福祉課

大規模災害の発生時における救急・救助活動計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第13節によるものとする。

第12節 医療救護活動計画

計画の方針	
市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うものとする。	
関係部課	◎健康福祉課

大規模災害の発生時における医療救護活動計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第14節によるものとする。

第13節 防疫及び保健衛生計画

計画の方針	
震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなる。市は、被災地区における消毒、感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。	
関係部課	◎健康福祉課、環境保全課

大規模災害の発生時における防疫および保健衛生計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第15節によるものとする。

第14節 こころのケア対策計画

計画の方針	
避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努め、必要に応じてこころのケアチーム（以降、「ケアチーム」という）派遣等の支援を県に要請する。	
また、災害救助法が適応になった場合、すべての学校に対して、児童生徒に対するカウンセリングを実施できるよう、職員、保護者への説明、カウンセラーの派遣等の体制を整える。	
関係部課	◎健康福祉課、こども家庭課、高齢福祉課、学校教育課

大規模災害の発生時におけるこころのケア対策計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第16節によるものとする。

第15節 廃棄物処理計画

計画の方針	
地震災害発生によるごみ、し尿等の廃棄物処理を迅速・適正に行い生活環境の保全並びに住民生活の確保を努めることが重要となる。このため、市はそれぞれの区域における被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を策定するものとする。	
関係部課	◎環境保全課

大規模災害の発生時における廃棄物処理計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第17節によるものとする。

第16節 トイレ対策計画

計画の方針	
避難所及び被災地にトイレを整備し、トイレ用品の確保と衛生的な管理を行い、被災者が快適にトイレを利用できるよう努める。	
関係部課	◎環境保全課、上下水道局

大規模災害の発生時におけるトイレ対策計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第18節によるものとする。

第17節 入浴対策計画

計画の方針	
自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。	
関係部課	◎環境保全課、健康福祉課、高齢福祉課、商工観光課

大規模災害の発生時における入浴対策計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第19節によるものとする。

第18節 食料供給計画

計画の方針	
被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食料及び副食等を供給する必要がある場合の食料供給は、本計画の定めるところにより、迅速、的確に実施するものとする。	
関係部課	◎商工観光課、総務課、財政課、健康福祉課、農林課、こども家庭課、学校教育課、支所地域振興課

大規模災害の発生時における食料供給計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第20節によるものとする。

第19節 生活必需品等供給計画

計画の方針	
地震災害においては、家屋の倒壊、火災の発生などにより、被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損した被災者の発生が予想される。	
被災者に対する生活必需品の供給は、応急対策の第一次的な実施責任者である市をはじめ県、防災関係機関相互の連携により迅速、的確に実施するものとする。	
関係部課	◎商工観光課、総務課、財政課、健康福祉課、支所地域振興課

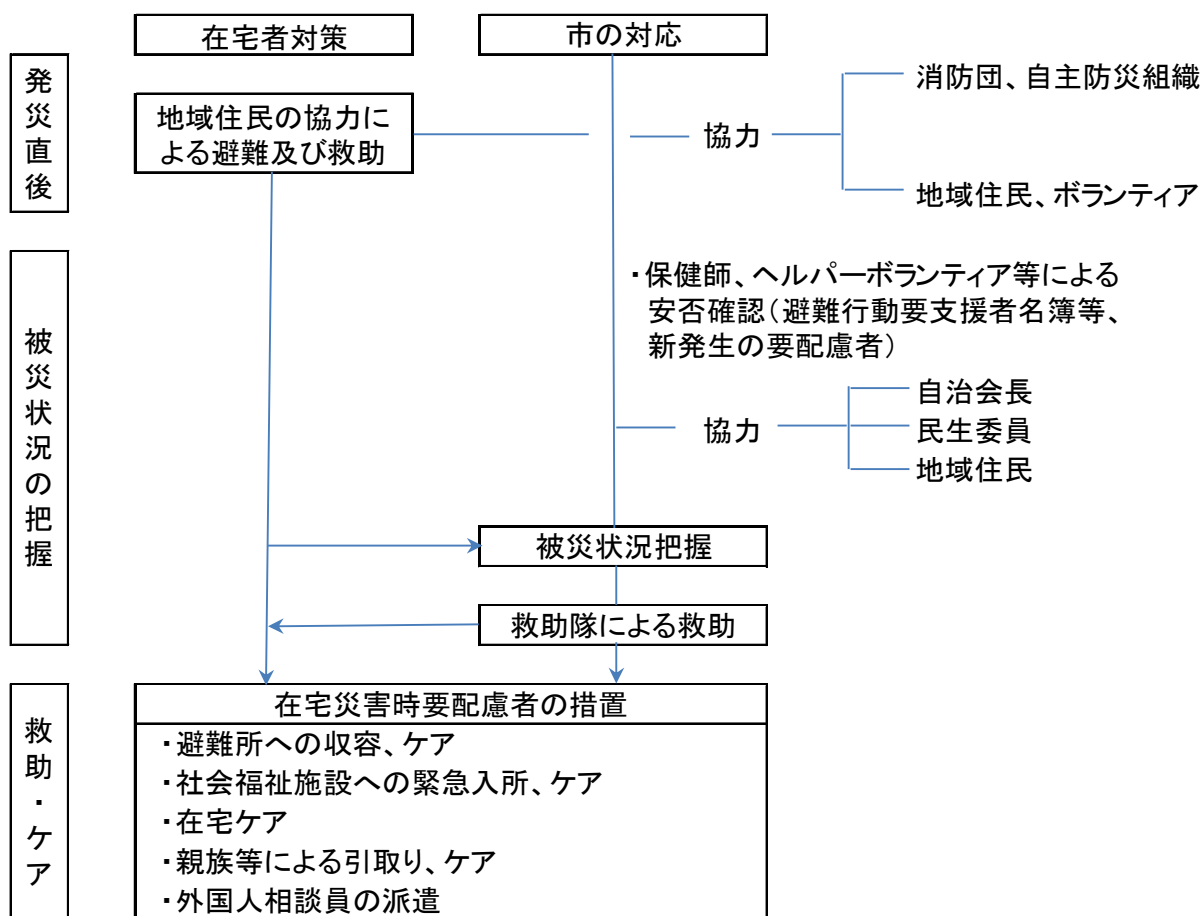
大規模災害の発生時における生活必需品等供給計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第21節によるものとする。

第20節 災害時要配慮者の応急対策

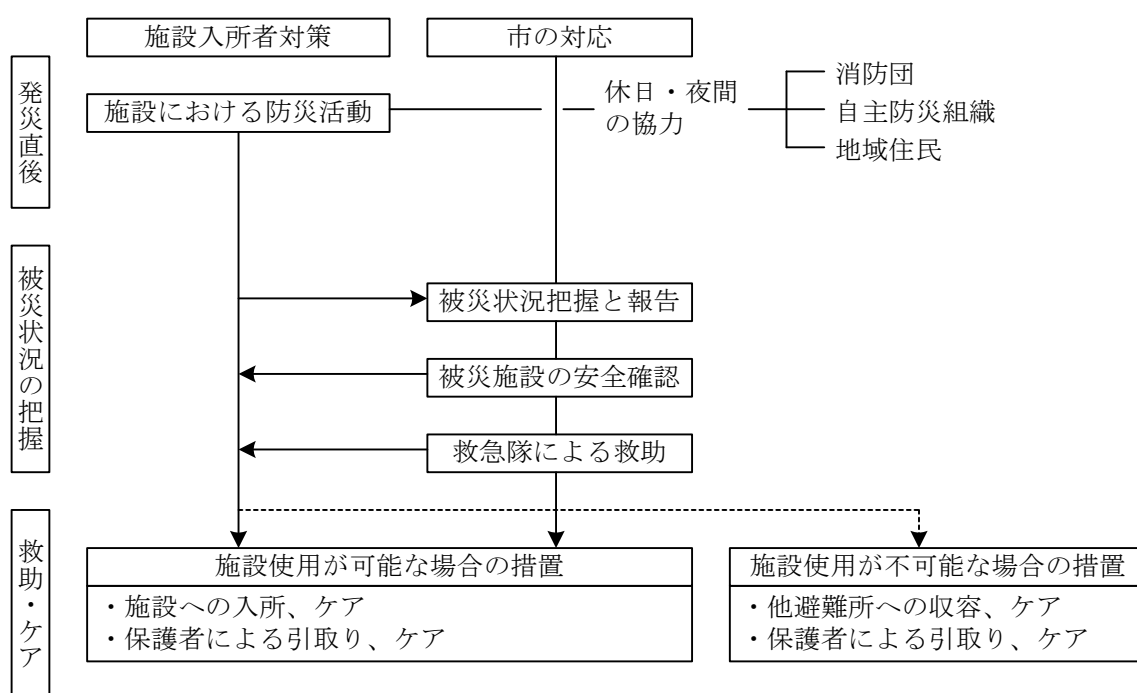
計画の方針	
障がい者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等いわゆる災害時要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にあることから、災害時要配慮者の安全な避難のために、地域住民の協力による安否確認及び避難体制を確立するほか避難生活状況の確認体制を確保して、震災時の災害時要配慮者に対する安全対策について定める。	
関係部課	◎健康福祉課、総務課、市民課、高齢福祉課、こども家庭課、支所地域振興課

1 応急対策フロー図

(1) 在宅災害時要配慮者に対する対策



(2) 社会福祉施設等における対策



2 県職員の派遣要請

市は、災害の状況により新潟地域振興局健康福祉部に災害時要配慮者対策班等に県の職員の派遣を要請することができる。派遣された県の職員は現地連絡拠点として災害時要配慮者の避難状況や生活情報の収集と提供、緊急入所の連絡調整、障害に応じたボランティア等マンパワーの確保と支援物資の確保等、災害時要配慮者対策班等の機能強化に努めるものとする。

3 在宅災害時要配慮者に対する対策

(1) 発災直後の安否確認

市は、地震により避難が必要となった場合、あらかじめ要配慮対策者（外国人も含む。）として市に登録してある者へ、日頃から接触のある近隣住民やボランティアにより、安否の確認ができるよう努めるものとする。

また、救助が必要な人を発見した場合の連絡先等、対応策を講ずるものとする。

(2) 避難誘導及び救助等

市は、避難誘導に当たって地域の住民や自主防災組織の協力を得て、担架等により災害時要配慮者が共に避難できるよう努めるものとする。

(3) 避難所等の確認

市は、保健師ヘルパー等を避難所に派遣し、町内会長、民生委員、農家組合長、地域住民等の協力を得て被災状況を確認する。

(4) 被災した災害時要配慮者の措置

市は、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努めるものとする。

(5) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、新潟地域振興局健康福祉部が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内の如何を問わず定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境・健康の管理に努めるものとする。

(6) 外国人への対応

外国人関係団体は、県や市の協力を得て外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行う。

4 社会福祉施設等における対策

(1) 発災直後の安否確認と安全確認

施設長は、直ちに防災活動隊を編成し職員による入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるように努めるものとする。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

(2) 避難場所の確保と避難誘導

施設長は、避難場所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適当な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域の住民や自主防災組織の協力を得られるよう努めるものとする。

(3) 被災報告等

施設長は、入所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。

また、保護者とも連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

(4) 施設使用が不能な場合の措置

市は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また、受入れ施設におけるマンパワーの確保に努めるものとする。

(5) 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

5 外出中の災害時要配慮者対策

市長は、避難所等における災害時要配慮者の確認の際に把握した災害時要配慮者の災害弱者に対し、居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行うように努めるものとする。

第 21 節 建物の応急危険度判定計画

計画の方針	
地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。 全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。	
関係部課	◎都市整備課、総務課

1 各主体の役割

(1) 市の責務

- ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の可否を決定する。
- イ 実施本部を設置し、判定を実施する。
- ウ 被災者等への判定実施の周知を図る。
- エ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。
- オ 判定結果の集計を行い県に報告する。
- カ 応急危険度判定の目的の周知。（罹災証明との区別を説明）
- キ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

(2) 住民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(3) 県の責務

- ア 市の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。
- イ 判定活動に必要な情報収集を行い、被災市町村に情報提供する。
- ウ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

(4) 応急危険度判定士の責務

地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。また、実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

2 業務の内容

(1) 情報の収集

市は、建築物等の被害状況を調査、判定士、県等からの被害状況、交通状況等の情報収集したうえで状況把握をする。これらの得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

(2) 判定体制の構築

市は、応急危険度判定実施の実施本部、判定拠点を設置し、判定コーディネーターを配置する。また、自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援要請を行う。

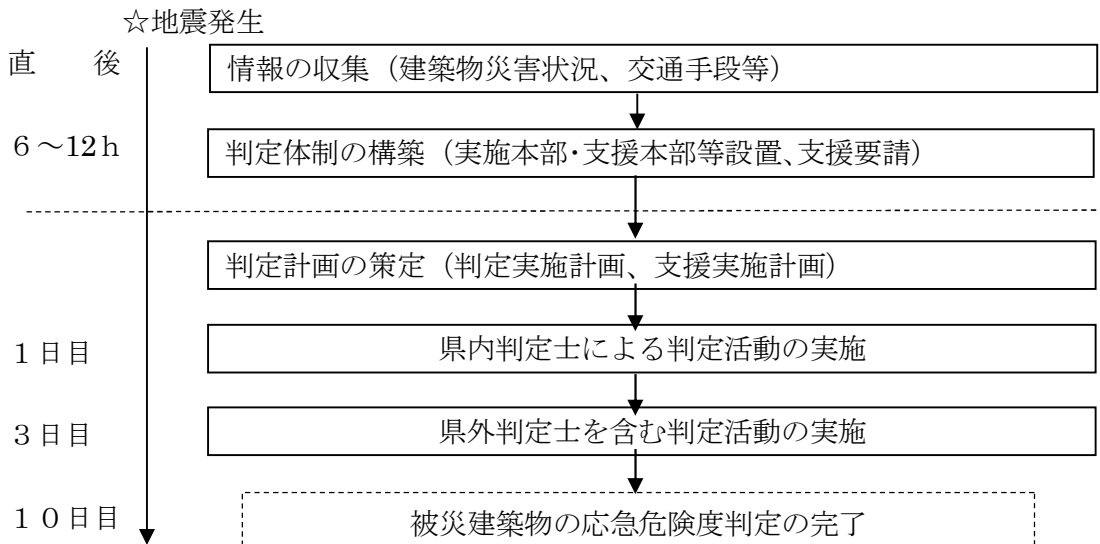
(3) 判定計画の作成

- ア 市は、被害状況を把握した上で応急危険度判定実施の可否を決定し、判定実施計画を作成する。
- イ 判定実施の際には、地元判定士を参集、又は、県に判定士の派遣を要請する。
- ウ 応急危険度判定実施について、住民への周知、広報を行う。

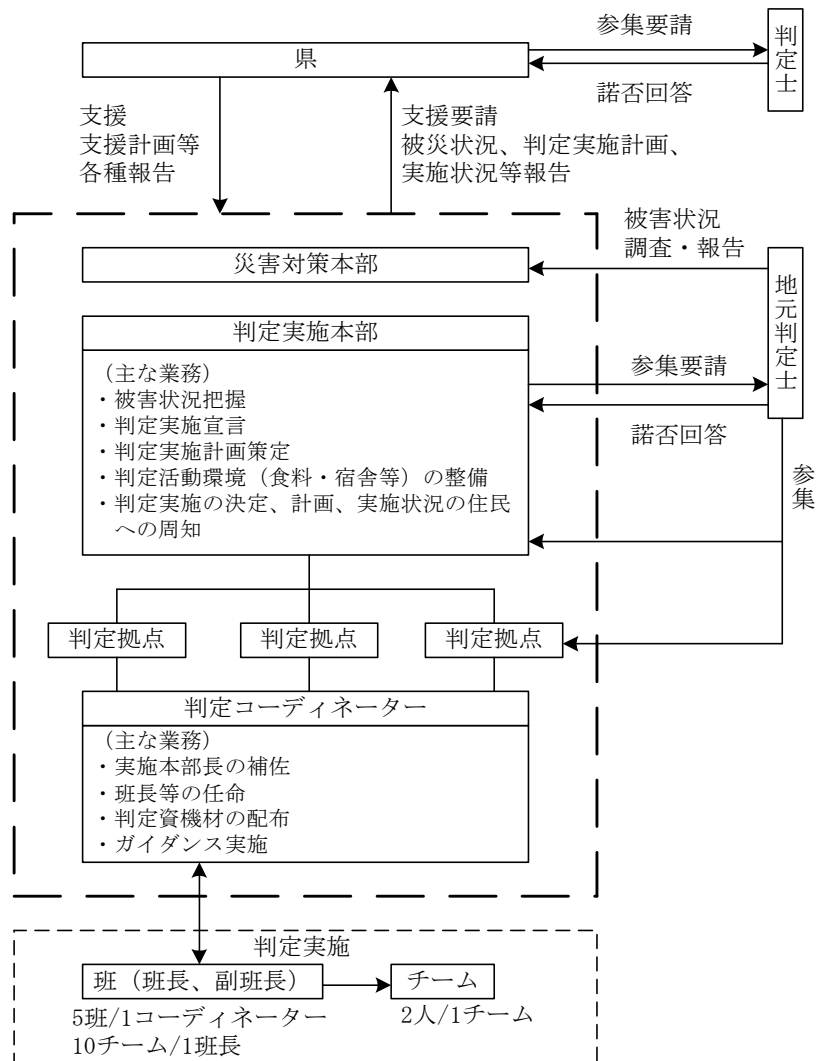
(4) 判定・支援の実施

- ア 地元判定士及び県からの応援判定士の受入れを行う。
- イ 判定資機材を判定士に供給し、実施地区に誘導する。
- ウ 判定結果は市で集約し県に報告する。

3 業務の体系



4 実施体制



第 22 節 宅地等の応急危険度判定計画

計画の方針	
地震発生後、迅速に宅地の応急危険度判定を実施し、二次災害を防止及び軽減するため必要な措置を講じ、住民の安全の確保を図る。	
関係部課	◎都市整備課、総務課

1 業務の内容と責務

(1) 市

- ア 大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。
- イ 危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- ウ 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- エ 危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- オ 実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- カ 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。
- キ 応急危険度判定実施について、住民への周知、広報を行う。

(2) 県

- ア 県は、市町村の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成、啓発を行う。
- イ 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、概ね 24 時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- ウ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。
- エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

(3) 宅地判定士

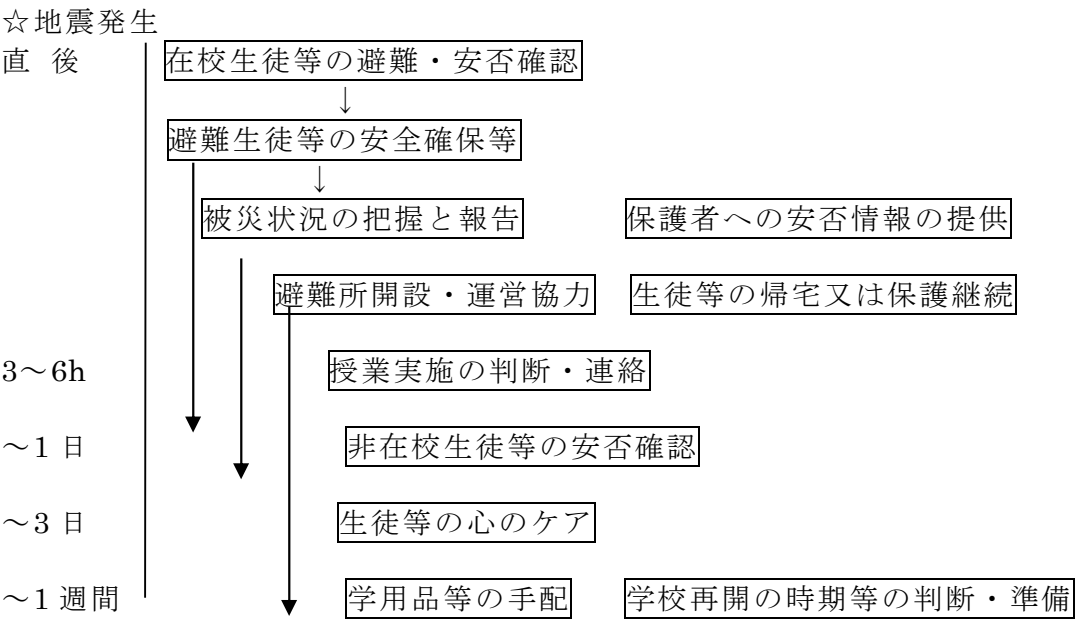
- ア 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- イ 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

第23節 文教施設における災害応急対策

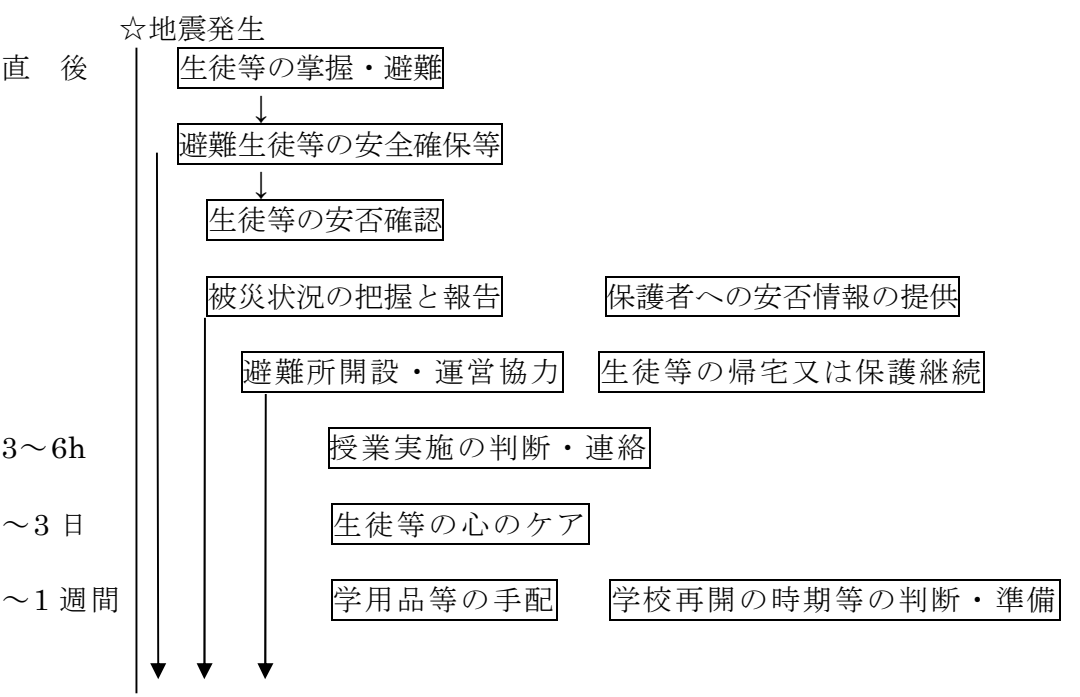
計画の方針	
大規模な災害が発生した場合は、学校を始めとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、児童・生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。	
関係部課	◎学校教育課、生涯学習課、図書館、スポーツ推進課

1 学校における災害応急フロー図

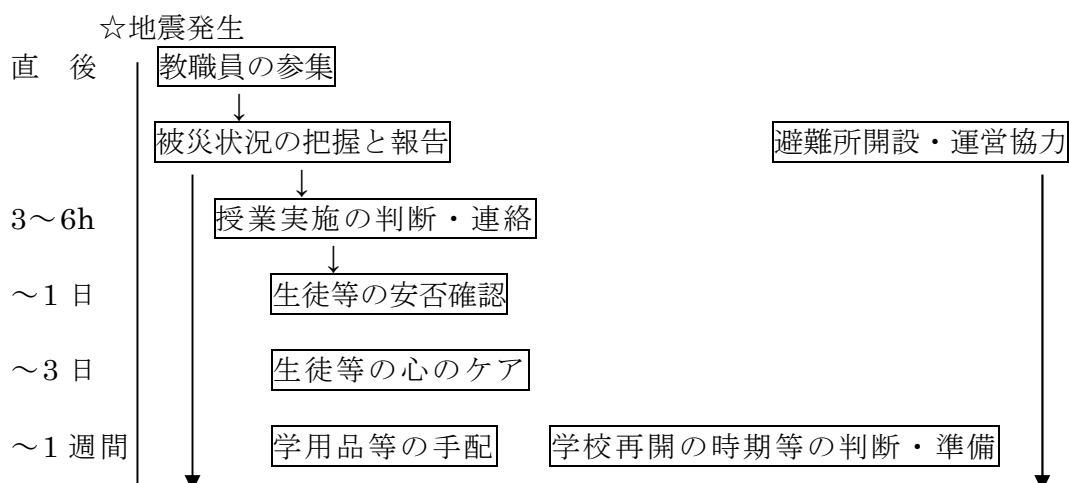
(1) 生徒等が在校している場合



(2) 登下校時間帯



(3) 勤務時間外



2 学校の地震応急対策

(1) 発生直後の安全確保

教職員は、地震発生直後における児童・生徒の行動について、日頃、十分に指導しておくこと。

ア 在校時

- (ア) 教員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
 - (イ) 机等を利用して（身体を低く身をかがめ、もぐる）、落下物から身体を保護し主地震が治まるまで行動を起こさない。深呼吸などをして気持ちを落ち着ける。
 - (ウ) 電源を切りガス器具及び石油器具の元栓を閉める。
 - (エ) ドアや窓を開け脱出口を作る。
 - (オ) カバン、雨がさ等の通学用品を持たないで、上履きのまま外へ出る。
 - (カ) 身体、特に頭を保護する。
 - (キ) 途中から教室、校舎内に戻らない。
- ※あわてない。押さない。しゃべらない。

イ 登下校時

- (ア) カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。
- (イ) 古い建物、建設中の建物等危険と思われる建物に近づかない。
- (ウ) ブロック塀、石塀に近づかない。
- (エ) 狭い道路はできるだけ避ける。
- (オ) 崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。
- (カ) 山間部にあっては、落石や土砂崩れに注意する。
- (キ) 橋の上・下は危険なので、橋から速やかに遠ざかる。
- (ク) バス等の乗車中は運転手等の指示に従う。
- (ケ) 物にはさまって動けない時や、すぐ近くで火の手が上がるなど窮地に陥った時は、大声を出して助けを呼んだり、手近に音を出せるものがあれば、それを使って自分の位置を知らせる。

(2) 避難誘導

ア 教職員は、避難経路に基づき児童・生徒を安全な場所（校庭等）に避難させること。

- (ア) タオル等目立ちやすい物等により学級の位置を知らせながら避難すること。
- (イ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況によって変更の必要が生じるので、教職員は、状況に応じた適切な処置をとること。
- (ウ) 落下物に注意しカバン等で頭部を保護すること。
- (エ) 身体障がい者等の優先について考慮すること。
- (オ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。

- (カ) 誘導責任者は、次のとおりとする。
 - ａ 授業中 授業実施中の教職員
 - ｂ 休憩中 原則として学級担任及び最も身近にいる教職員
 - ｃ 放課後 原則として学級担任及び最も身近にいる教職員
- (キ) 火災が発生した場合は、適切な方法により初期消火に努めるとともに、児童・生徒を安全な場所に避難させること。
- (ク) 非常持ち出し品については、予め指定された者が適切に対応すること。
- イ なお、登下校中の地震発生に備えて、教職員等は、日頃、次のことを実施しておくこと。
 - (ア) 児童・生徒に対して、基本的に学校が近い場合は学校へ、それ以外の場合は自宅へ戻るよう指導しておくこと。
 - (イ) PTAと連携して、児童・生徒の通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。
 - (ウ) 小学校低学年等については、ワッペン等でどの学校の児童・生徒であるかわかるようにしておくこと。
 - (エ) PTAや上級生が誘導避難するよう、日頃から体制を整備しておくこと。
- (3) 安全確認

学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、学年主任、教頭、校長の順で報告すること。

人命救助が必要な場合は全教職員等で救出に当たること。

 - ア 養護教諭を中心に、教職員、児童・生徒等による救護体制が編成できるよう日頃から訓練を実施しておくこと。
 - イ 学校医と災害時における協力について、取決めを交わすなど連携を深めておくこと。
- (4) 地震情報の収集

教職員等は、ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関（市、警察署、消防署等）と連携をとり、新しい情報把握に努めること。
- (5) 被害・被災状況等の報告

校長は、すみやかに被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、その結果を直ちに教育委員会へ報告すること。
- (6) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全が確保できたうえで、すみやかに下校させること。

なお、基本的に次の方法によること。

 - ア 通信回線が使用可能な場合

緊急連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらい児童・生徒を下校させること。
 - イ 通信回線が使用不可能の場合

通信回線を使用せずに連絡がとれる場合については、保護者の迎えにより下校させること。

連絡がとれない場合には、通信回線が復旧し連絡がとれるまで避難場所に待機させること。
- (7) 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。
- (8) 生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。詳細は第3章第14節による。
- (9) 勤務時間外の地震災害時における対応
 - ア 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。
 - イ 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

(10) 避難所開設、運営の協力

校長等は、市、自主防災組織と連携して避難所開設・運営に積極的に協力すること。

ア 教職員等の基本的役割

行政職員が出勤困難の場合の初動体制時における避難所初期対策や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行うこと。

校長 施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。

教頭・教諭 校長の指揮のもとで、学校の避難所運営を支援する。

養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所の救護活動を支援する。

事務職員等 行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ 避難所使用場所の優先順位の考え方

(ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、技術室、図書室、コンピュータ室、給食室、湯沸室等への入室は、基本的に禁止すること。

(イ) 災害時要配慮者用の避難場所や使用禁止の場所を決定し、事前に校内や地域への指示・回覧を行い周知徹底を図っておくこと。

(11) 教育活動の再開

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、すみやかな教育活動の再開に努めること。校舎の被害が甚大の場合には、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行うこと。

イ 市は、すみやかな教育活動の再開に向けて、教職員の派遣、教科書・学用品のあっせん等に努めるものとする。

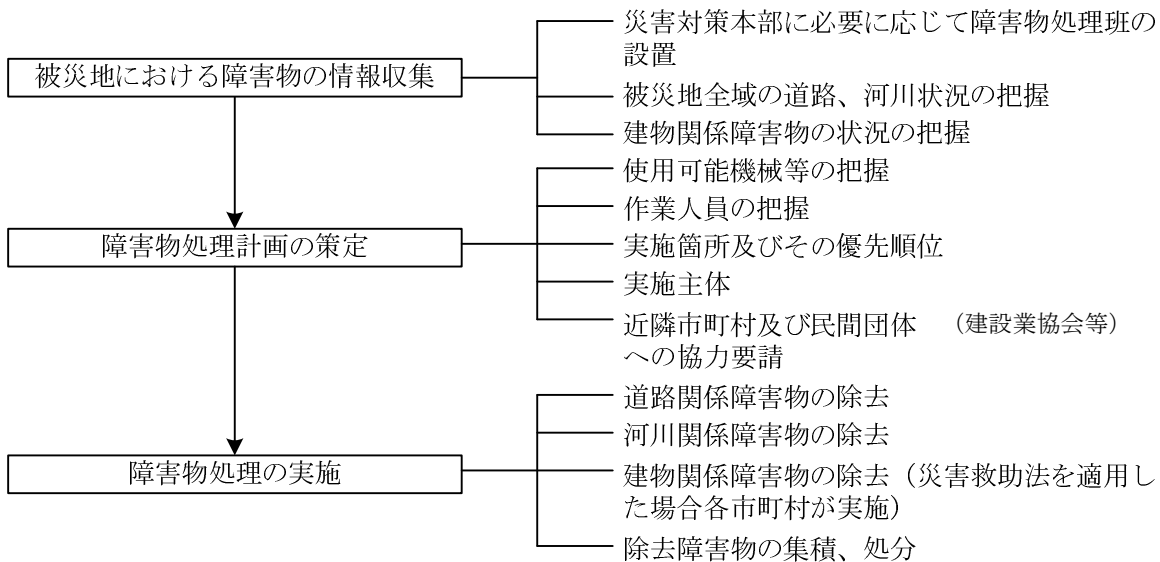
以降、学校以外の文教施設の応急対策及び文化財の応急対策については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第23節によるものとする。

第24節 障害物の処理計画

計画の方針	
地震により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。	
なお、震災時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮したものとする。	
関係部課	◎環境保全課、都市整備課

障害物の処理計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第24節によるものとする。ただし、障害物の処理計画応急対策フロー図は次のとおりとする。

1 障害物の処理計画応急対策フロー図



※輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から 3 時間以内
緊急輸送道路の障害物の除去	地震発生から 6 時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から 24 時間以内

第25節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

計画の方針	
大規模な地震では、建造物の倒壊、火災等により、多くの死者を出すことがある。遺体の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行うため、市を中心とした関係機関相互の連携強化を図るものとする。	
関係部課	◎環境保全課、健康福祉課

遺体の捜索・処理・埋葬計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第25節によるものとする。

第26節 愛玩動物の保護対策

計画の方針	
災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。	
関係部課	◎環境保全課

愛玩動物の保護に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第26節によるものとする。

第27節 災害時の放送

計画の方針	
災害時において、住民に差し迫った危険が予想される場合、住民への緊急避難を呼びかけるため、テレビ・ラジオを通じ緊急放送を要請する体制を整える。	
関係部課	◎総務課、企画政策課

災害時の放送に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第27節によるものとする。

第28節 公衆通信施設応急対策

計画の方針	
地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。	
関係部課	◎総務課、企画政策課、支所地域振興課

公衆通信施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第28節によるものとする。

第29節 電力施設応急対策

計画の方針	
電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。	
関係部課	◎総務課、支所地域振興課

電力施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第29節によるものとする。ただし、2 復旧活動体制の組織（2）動員体制は次のとおり置き換えるものとする。

2 復旧活動体制の組織

（2）動員体制

対策本部の長は、防災体制発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

ただし、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に第2次非常体制に入る場合は、対策要員は呼集を待つことなく「巨大地震発生時における行動指針」に基づき、所属事務所に参集し、対策組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

第30節 都市ガス施設応急対策

計画の方針	
都市ガスの供給事業者は、風水害等の災害の発生後速やかに、被害状況を把握し、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。	
関係部課	◎総務課、消防本部、支所地域振興課

都市ガス施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第30節によるものとする。ただし、2 緊急措置（1）災害対策本部の設置は次のとおり置き換えるものとする。

2 緊急措置

（1）災害対策本部の設置

気象庁の発表震度が5弱以上の場合あるいは、地震により被害の発生が予想されまたは発生した場合には、保安措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、災害対策本部を設置する。

第31節 給水・上水道施設応急対策

計画の方針	
震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要なことである。 市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、耐震貯水槽及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。	
関係部課	◎上下水道局

給水計画と上水道施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第31節によるものとする。

第32節 下水道施設応急対策

計画の方針	
市で設置する下水道施設は、ライフライン施設として被災民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。被災時には、速やかな応急対策実施のため災害時の組織体制を確立し、被災箇所の早期把握と的確な応急復旧措置を講ずるものとする。ポンプ場においては最小限の機能を回復し、管路施設においても最小限の下水排除能力を確保するものとする。	
関係部課	◎上下水道局

下水道施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第32節によるものとする。

第33節 危険物等施設応急対策

計画の方針	
危険物等は、地震時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても、大きな被害を与えるおそれがある。 危険物等を取り扱う施設の管理者は、地震による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して応急対策を実施するものとする。	
関係部課	◎消防本部、総務課、環境保全課、支所地域振興課

危険物等施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第33節によるものとする。ただし、一部を次のとおり置き換えるものとする。

「4 住民に対する広報」において、第6章第6節「広報計画」を本対策編第3章第5節「広報計画」に置き換える。

第34節 鉄道施設の応急対策

計画の方針	
各鉄道事業者（JR東日本、JR貨物）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。	
関係部課	◎総務課、商工観光課

鉄道施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第34節によるものとする。ただし、地震時の運転基準、運転規制区間については次のとおり置き換えるものとする。

2 災害対策体制等の確立

(4) 地震時の運転基準、運転規制区間

地震発生時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。
地震時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ以下のとおりに定める。

区分	SI値（カイン）		
	規制区間Ⅰ （落石区間）	規制区間Ⅱ （一般区間）	規制区間Ⅲ （耐震区間）
警戒 （レベル1）	-----	3.0以上～6.0未満	3.0以上～9.0未満
速度規制 （レベル2）	3.0以上～6.0未満	6.0以上～12.0未満	9.0以上～18.0未満
運転中止 （レベル3）	6.0以上	12.0以上	18.0以上
参考	五泉駅～喜多方駅	新津駅～五泉駅	

※単位の説明

カイン：地震動の最大速度で一秒間にどれだけ変位するかを表す単位で、1カイン=1cm毎秒としている。

第35節 道路及び橋梁応急対策

計画の方針	
震災時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、被害状況の把握、道路の啓開、応急復旧工事を的確に行うものとする。	
関係部課	◎都市整備課、農林課

道路及び橋梁の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第35節によるものとする。ただし、被災状況の把握及び施設点検については次のとおり置き換えるものとする。

1 道路及び橋梁応急対策計画

(2) 応急対策

ア 被災状況の把握及び施設点検

震度4以上の地震が発生した場合は、橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所の点検を行う。

また、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に、緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集することとする。

第36節 土砂災害・斜面災害応急対策

計画の方針	
地震による地すべり、土石流の発生及び治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）により住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を適切に実施し、二次災害を発生防止に努める。 また、すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。	
関係部課	◎都市整備課、農林課

土砂災害及び斜面災害の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第36節によるものとする。ただし、土砂災害等の調査については一部追加する。

2 土砂災害等の調査

震度4以上の地震が発生した場合、治山・砂防施設管理者は、地震による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

第 37 節 河川施設応急対策

計画の方針	
地震による河川施設の被災により、洪水等が発生し住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民へ避難指示等及び避難誘導等を的確に実施する。 また、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から 24 時間以内に応急工事着手するものとする。	
関係部課	◎都市整備課、総務課、農林課、消防本部、上下水道局、環境保全課、支所地域振興課

河川施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 37 節によるものとする。ただし、災害の未然防止対策については一部追加する。

2 災害の未然防止対策

- (4) 震度 4 以上の地震が発生した場合、河川施設管理者は、地震による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

第 38 節 農業生産基盤施設の応急対策

計画の方針	
震度 4 以上の地震が発生した場合、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農業生産基盤施設の機能回復に努める。	
関係部課	◎農林課、財政課

農業生産基盤施設の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 38 節によるものとする。

第 39 節 農林産業等応急対策

計画の方針	
地震災害時においては、農業生産基盤の被災、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道・治山施設の被災等が予想される。 市は、県・農林業関係団体等と緊密な連携の下に被害状況の把握及びその応急対策に努めるものとする。	
関係部課	◎農林課

農林産業等の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 39 節によるものとする。

第 40 節 商工業応急対策

計画の方針	
被災した商工観光業の被害状況を把握し、企業・事業所・商工団体・中小企業等の復旧等への協力・支援を行う。	
関係部課	◎商工観光課

商工業の応急対策に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 40 節によるものとする。

第 41 節 応急住宅対策

計画の方針	
災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進するものとする。 また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件の情報を提供し、入居に際して利便を図るものとする。	
関係部課	◎都市整備課

住宅に関する応急対策計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 41 節によるものとする。

第 42 節 ボランティア受入れ対策

計画の方針	
災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、五泉市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。	
関係部課	◎健康福祉課

ボランティア受入計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 42 節によるものとする。

第 43 節 義援金の受入れ・配分計画

計画の方針	
大規模な地震災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受け入れ体制並びに配分方法を定め、確実、迅速に被災者に配分する。	
関係部課	◎健康福祉課、会計課

義援金の受入れ及び配分に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第 6 章第 43 節によるものとする。

第44節 義援物資対策

計画の方針	
全国から寄せられる義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報などを的確に発信することにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。	
関係部課	◎会計課、健康福祉課

義援物資の受け入れ等に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第44節によるものとする。

第45節 災害救助法による救助計画

計画の方針	
災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。	
関係部課	全課（◎総務課）

災害救助法による救助計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第6章第45節によるものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

計画の方針	
災害により被災した公共施設の災害復旧は、第3章の応急対策を講じた後に災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて再災害の発生防止のため必要な施設の新設・改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。	
関係部課	全課（◎総務課）

公共施設の災害復旧に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第8章第1節によるものとする。

第2節 民生安定化対策

計画の方針	
地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、市及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施するものとする。	
関係部課	◎総務課、商工観光課、都市整備課、税務課、支所地域振興課

民生の安定化に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第8章第2節によるものとする。

第3節 融資・貸付その他資金等による支援計画

計画の方針	
災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。 また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。	
関係部課	◎総務課、健康福祉課、商工観光課、農林課、支所地域振興課

融資・貸付その他資金等による支援計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第8章第3節によるものとする。

第4節 災害復興対策

計画の方針	
災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県及び市は、住民、民間事業者と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。 県、市及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。 復興計画の策定及び復興事業の実施に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、地域の自然・社会条件を踏まえ、男女両性の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。	
関係部課	全課（◎総務課）

災害復興に関する計画については、「五泉市地域防災計画（風水害等対策編）」の第8章第4節によるものとする。